

ASEAN知財概況紹介

ジェトロ・シンガポール事務所 知的財産部長 三原 健治

ジェトロ・バンコク事務所 知的財産部長 渡邊 純也

ジェトロ・バンコク事務所 知的財産副部長 佐々木 悠源

ASEAN知財概況紹介

1. ASEANへ進出する各国

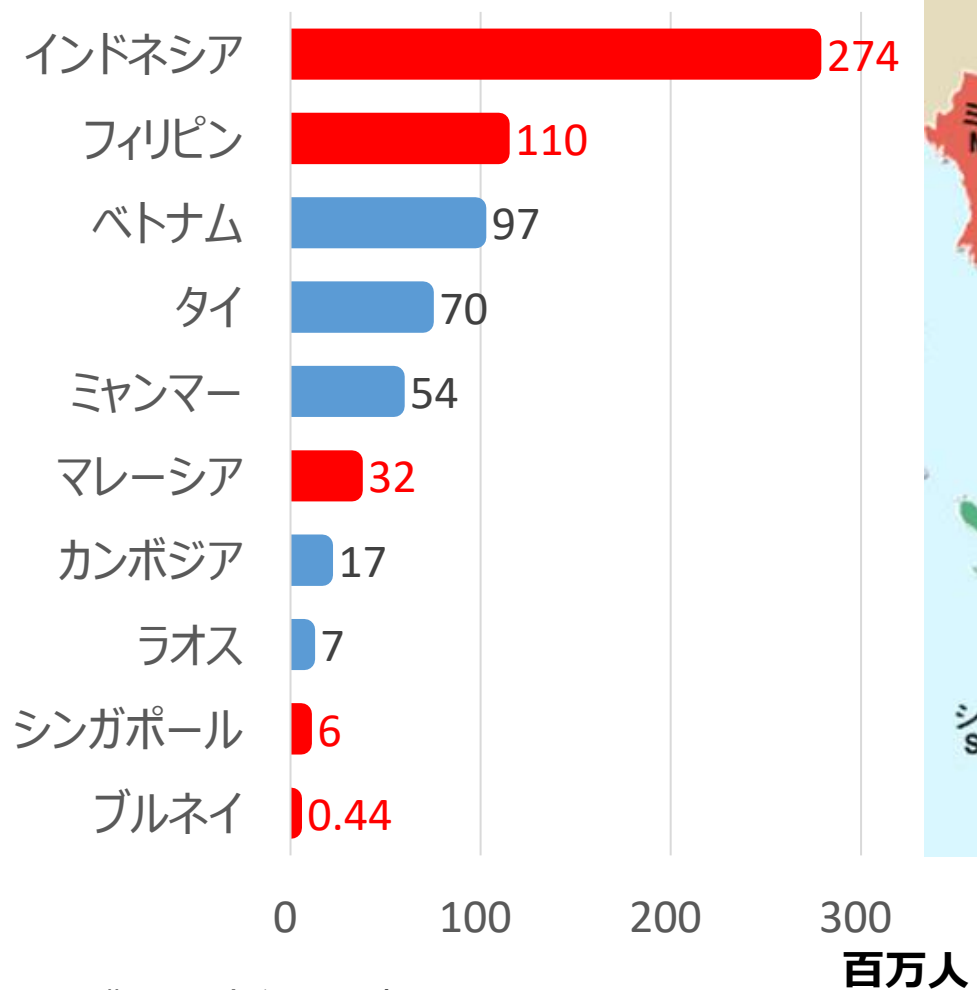
2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き

(1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

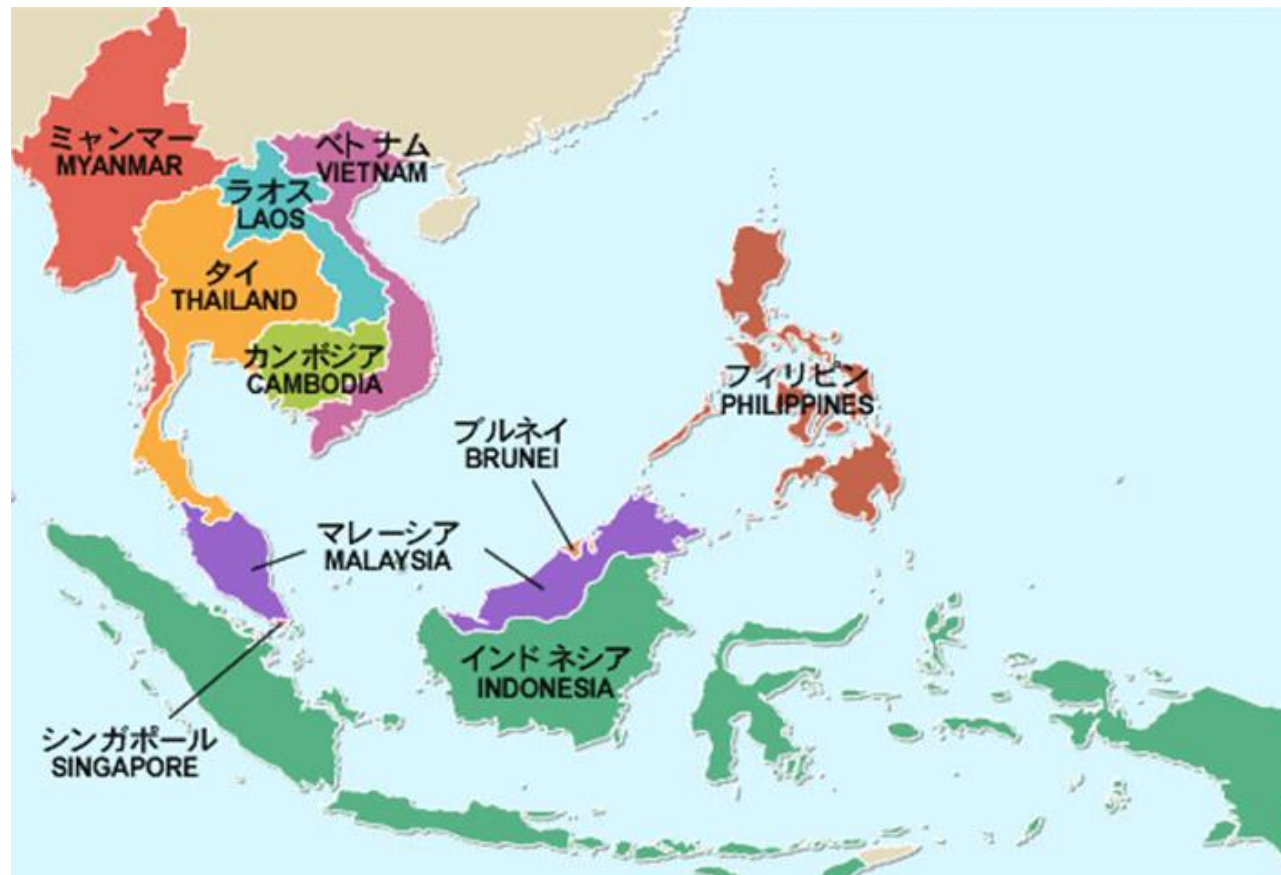
(2) メコン地域 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)

3. ASEANにおける商標に係る統計動向調査

ASEANの人口



出典：世界銀行(2020)



イノベーションの現場としてのASEAN

国・地域	2021	2017	2011
スイス	1	1	1
スウェーデン	2	2	2
アメリカ	3	4	7
韓国	5	11	16
シンガポール	8	7	3
中国	12	22	29
日本	13	14	20
香港	14	16	4
マレーシア	36	37	31
タイ	43	51	48
ベトナム	44	47	51
インド	46	60	62
フィリピン	51	73	91
ブルネイ	82	71	75
インドネシア	87	87	99

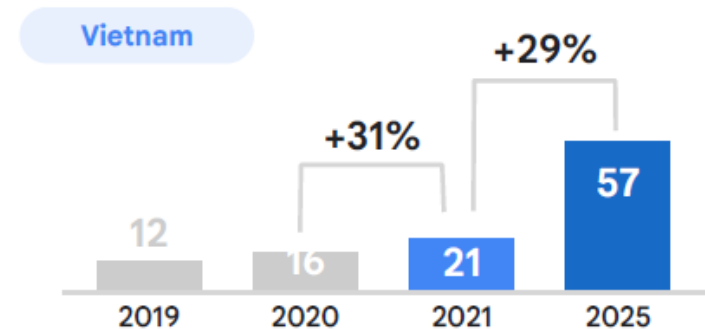
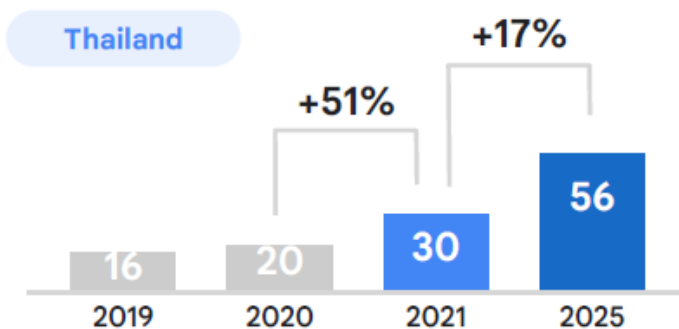
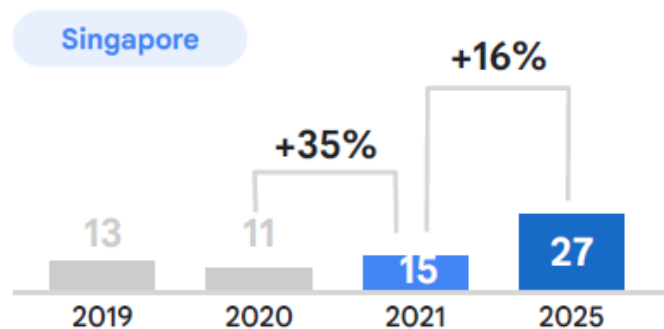
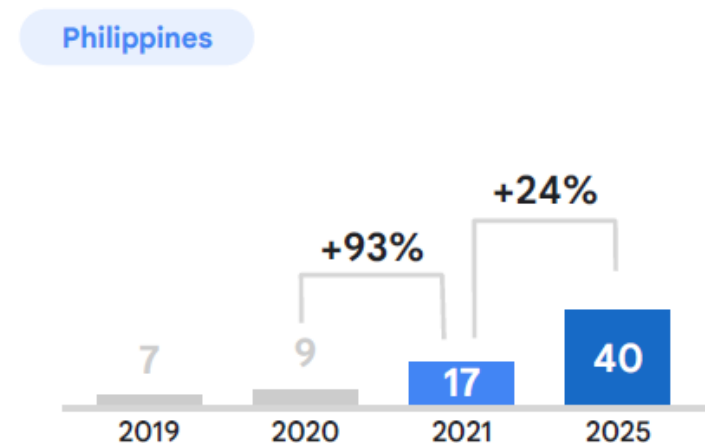
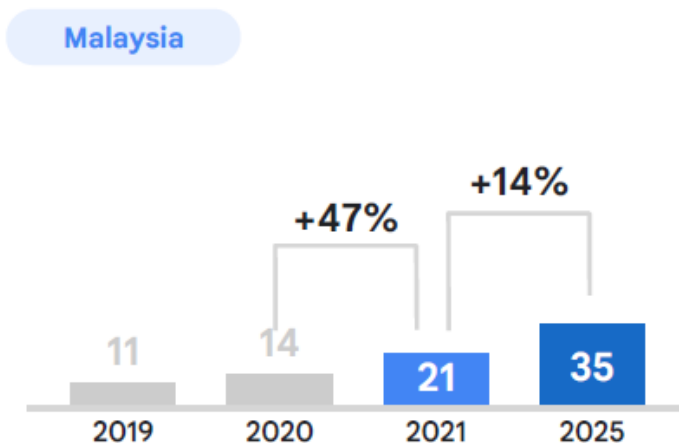
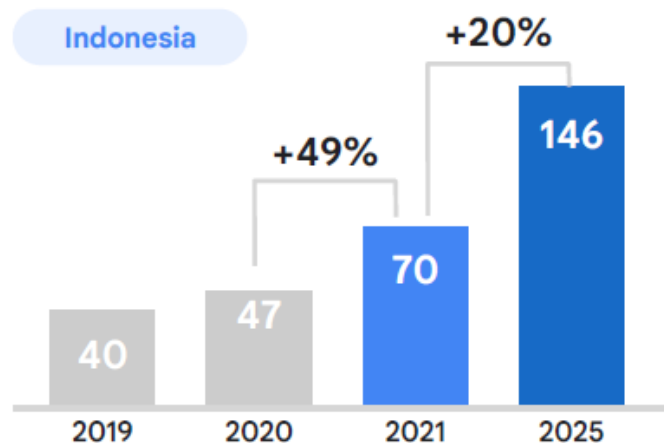
Global Innovation Index 2021

Tracking Innovation
through the COVID-19 Crisis

Global Innovation Indexとは、WIPOが毎年発行しているイノベーションに関するランキング。

出典：Global Innovation Indexウェブサイト
<https://www.globalinnovationindex.org/home>

ASEAN6のオンライン市場規模



注：縦軸の数値は流通取引総額で単位は10億USDドル。取引には、Online Media（音楽やビデオ購読、ウェブ広告）、Online Travel（民泊サービス、オンライン旅行予約、航空券予約）、Transport & Food（配車サービスのほか、フードデリバリーサービスなど）及びE-commerceを含む。

出典：Google & Tamasek e-Conomy_SEA_2021_Reportより抜粋

ASEAN知財概況紹介

1. ASEANへ進出する各国

2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き

(1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

(2) メコン地域 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)

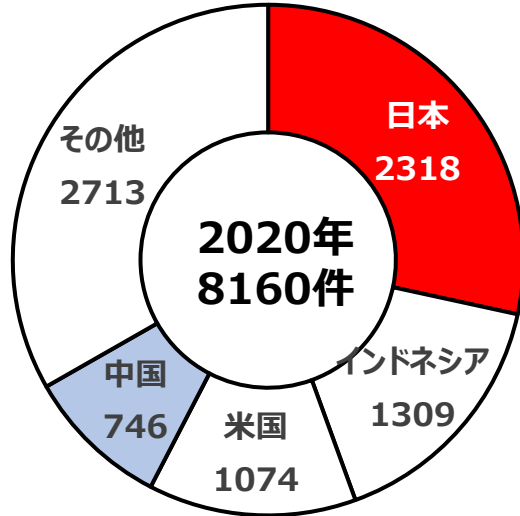
3. ASEANにおける商標に係る統計動向調査

ASEAN各国の法整備・条約加盟状況

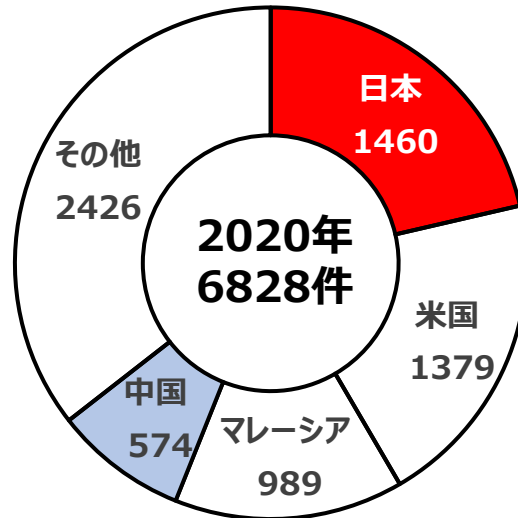
	シンガ ポール	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ブルネイ	タイ	ベトナム	ラオス	カンボジア	ミャンマー
条約名	WIPO	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	TRIPS	○	○	○	○	○	○	△	△	△
	パリ条約	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	PCT (特許)	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	ハーグ (意匠)	○	×	×	×	○	×	○	×	×
	マドプロ (商標)	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	ブダペスト条約	○	×	×	○	○	×	○	×	×
	TLT	×	○	×	×	×	×	×	×	×
	ベルヌ条約	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	WCT	○	○	○	○	×	×	○ (2022.2)	×	×
	WPPT	○	○	○	○	×	×	×	×	×
UPOV1991	○	×	×	×	×	×	○	×	×	

ASEAN6への特許出願状況

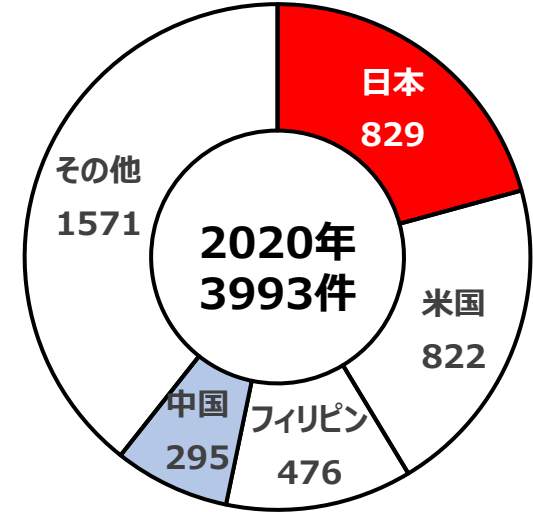
インドネシア



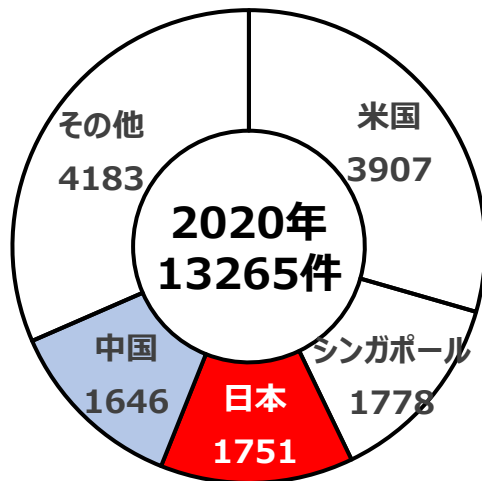
マレーシア



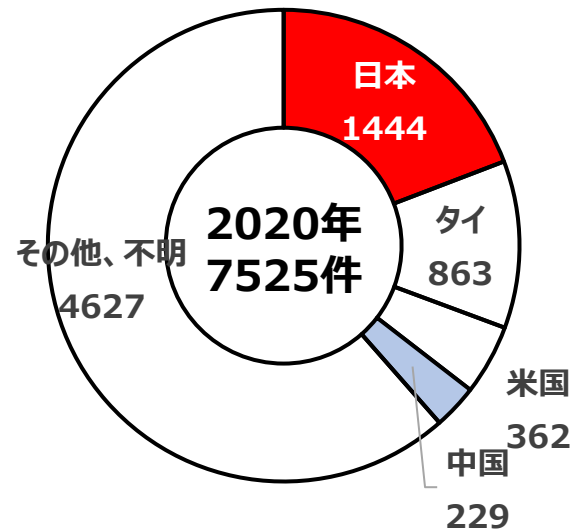
フィリピン



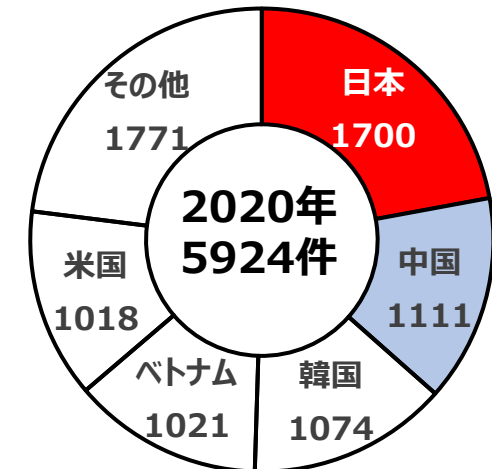
シンガポール



タイ

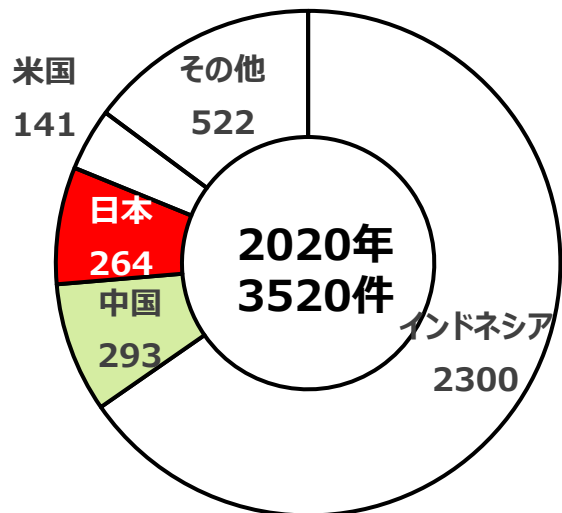


ベトナム

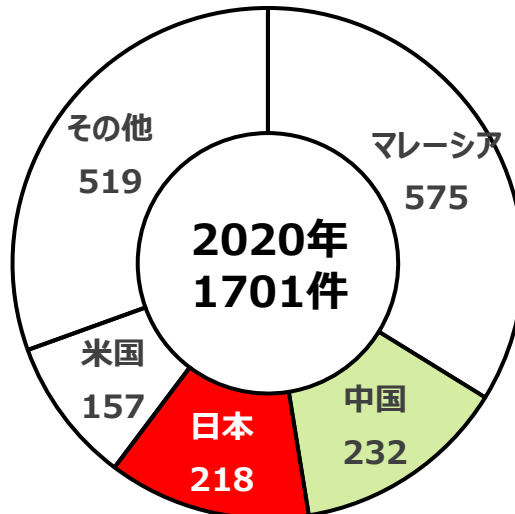


ASEAN6への意匠出願状況

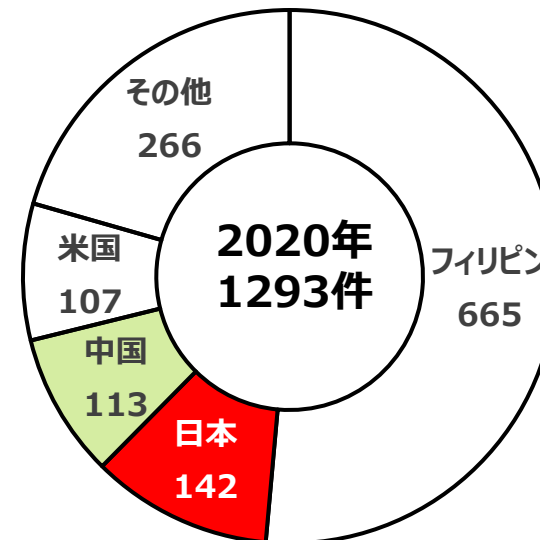
インドネシア



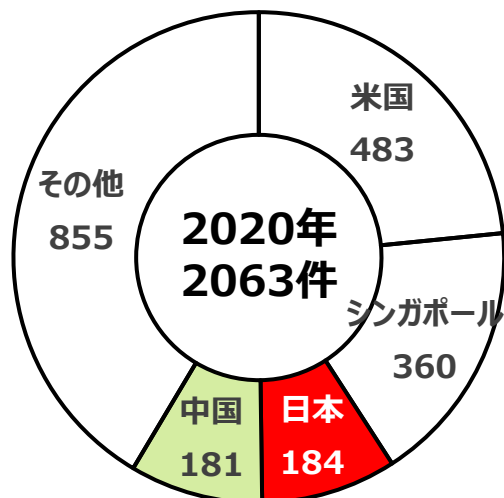
マレーシア



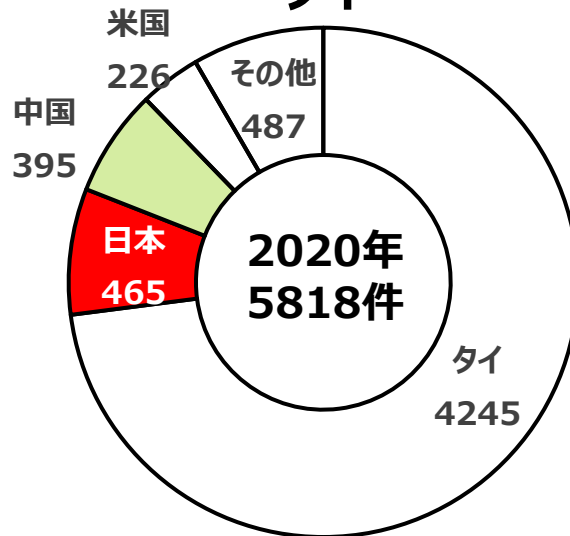
フィリピン



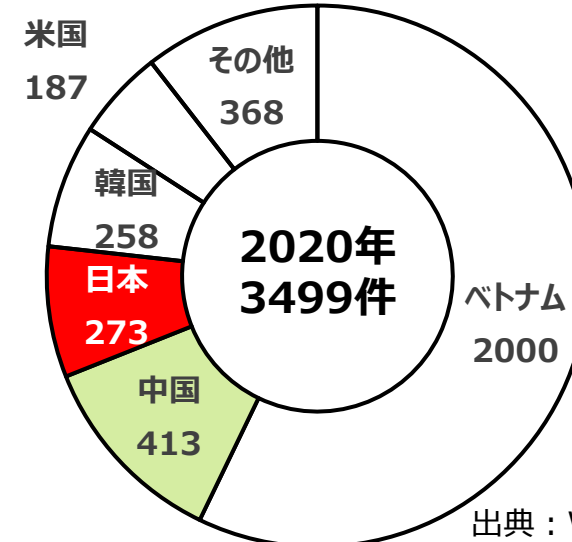
シンガポール



タイ

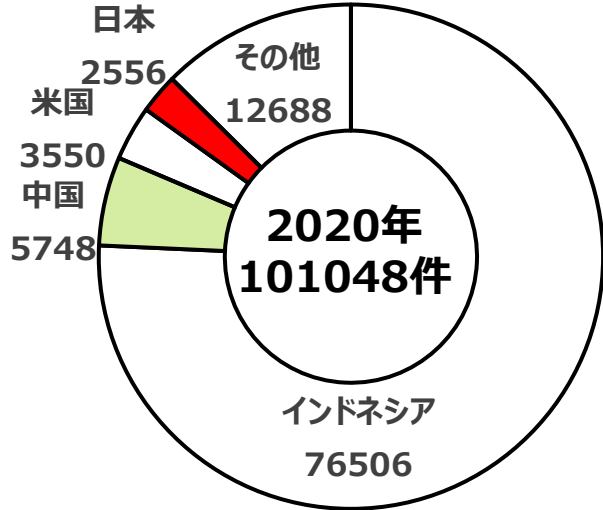


ベトナム

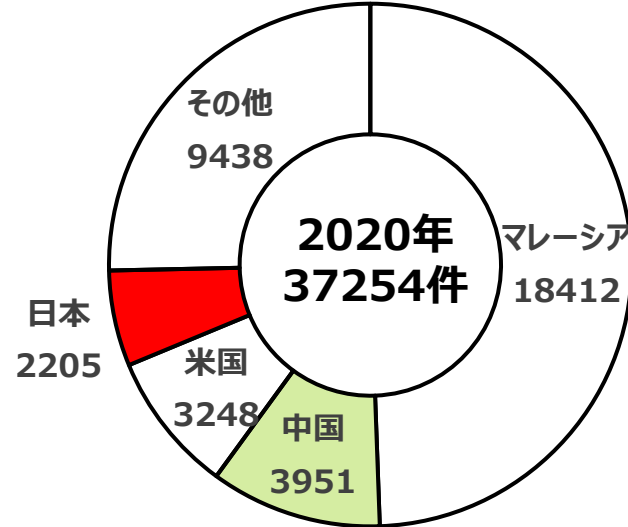


ASEAN6の商標出願状況

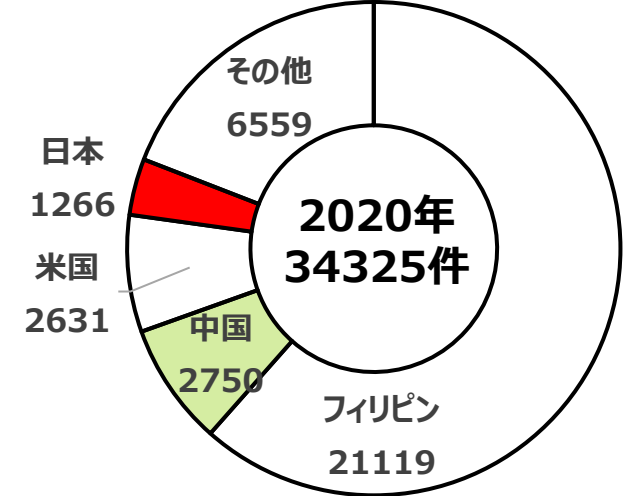
インドネシア



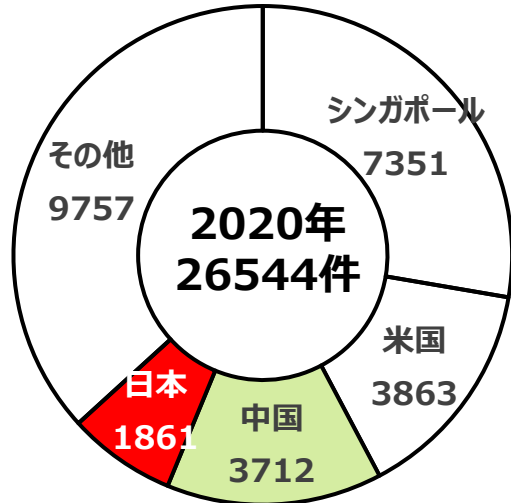
マレーシア



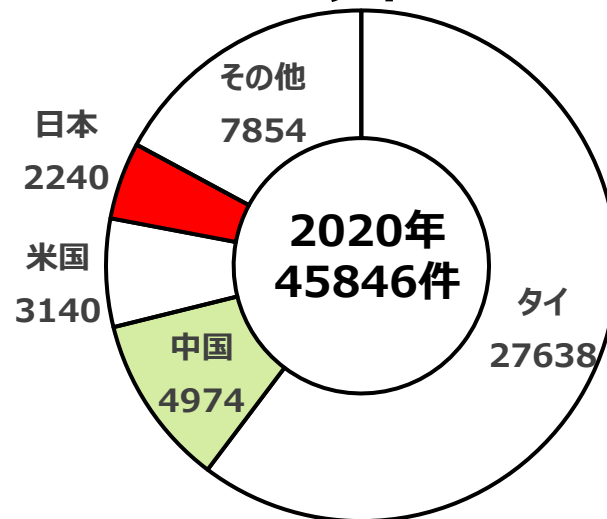
フィリピン



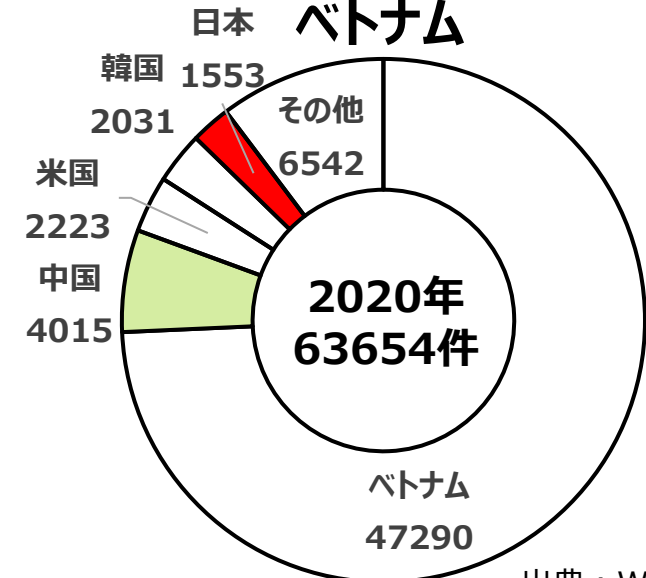
シンガポール



タイ



ベトナム



ASEANの模倣品市場

オフライン市場

USTR301
監視国

Viet Nam

US: Ben Thanh Market, Ho Chi Minh City;
Dong Xuan Market, Hanoi

EU: Saigon Square Plaza, Ho Chi Minh City

USTR301監視国

Thailand

EU: MKB Center, Bangkok

Philippines

US: Greenhills Shopping Center, San Juan, Manila

Malaysia

US: Petaling Street Market, Kuala Lumpur

EU: Petaling Street Market, Kuala Lumpur

Cambodia

US: Central Market, Phnom Penh

オンライン市場

US: Bukalapak (Indonesia);
Shopee (Singapore);
Tokopedia (Indonesia)

EU: Bukalapak (Indonesia);
Shopee (Singapore);
Tokopedia (Indonesia)

USTR301
優先監視国

Indonesia

US: Mangga Dua Market, Jakarta

EU: Mangga Dua Market, Jakarta
Tanah Abang, Jakarta

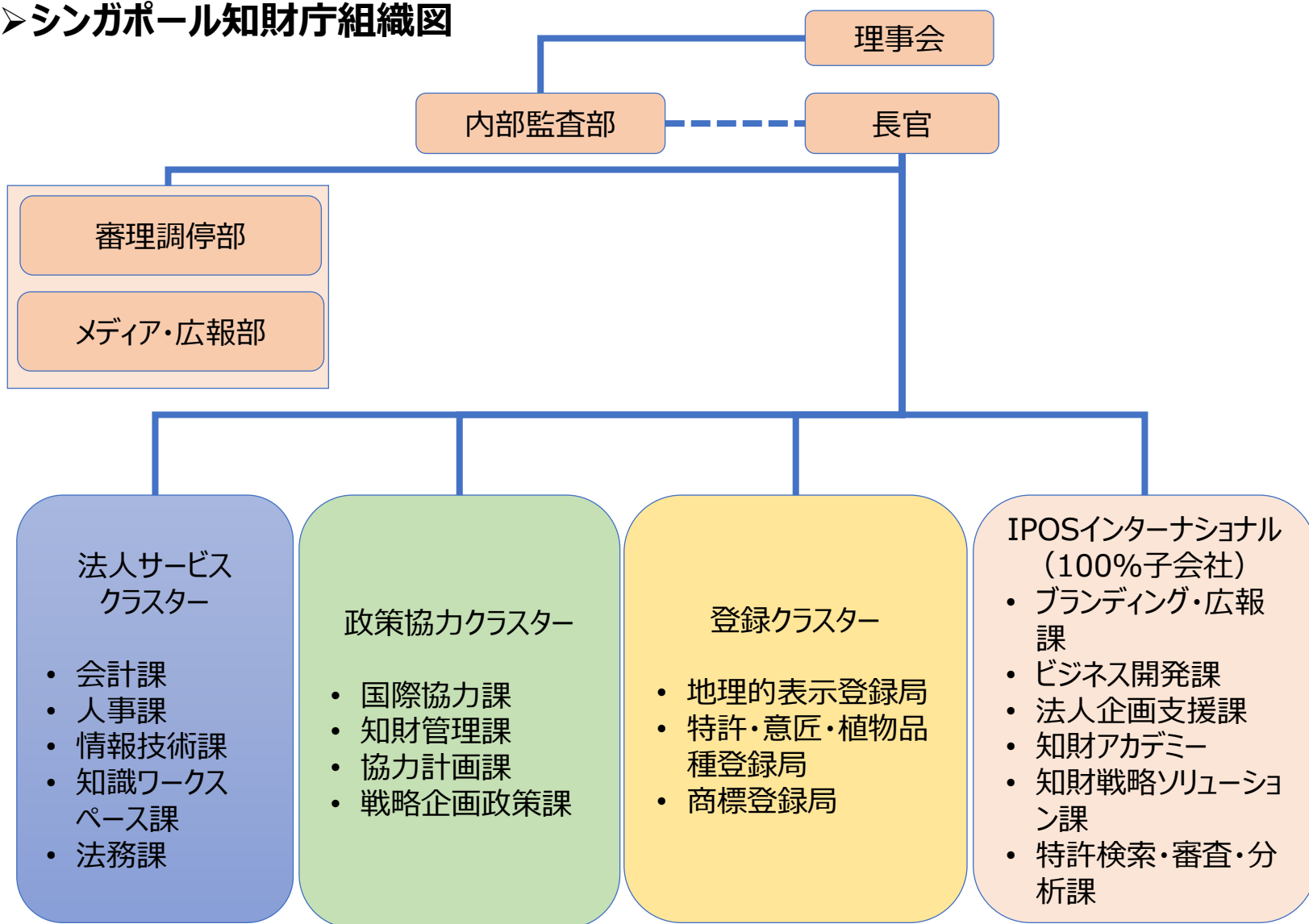
出典:

US: 2022 Special 301 Report, 2021 Review of Notorious Markets for Counterfeiting and Piracy
EP: COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Counterfeit and Piracy Watch List (2020)

ASEAN知財概況紹介

1. ASEANへ進出する各国
2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き
 - (1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ
 - (2) メコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）
3. ASEANにおける商標に係る統計動向調査

▶シンガポール知財庁組織図



▶シンガポール知財庁 レナ・リー長官



1992年 国防省法務官
 2008年 司法長官室
 2018年 在ハーグ公使参事官
 海洋法問題担当
 大使兼外務大臣特使
 2020年8月 IPOS長官に就任

▶シンガポール知財庁



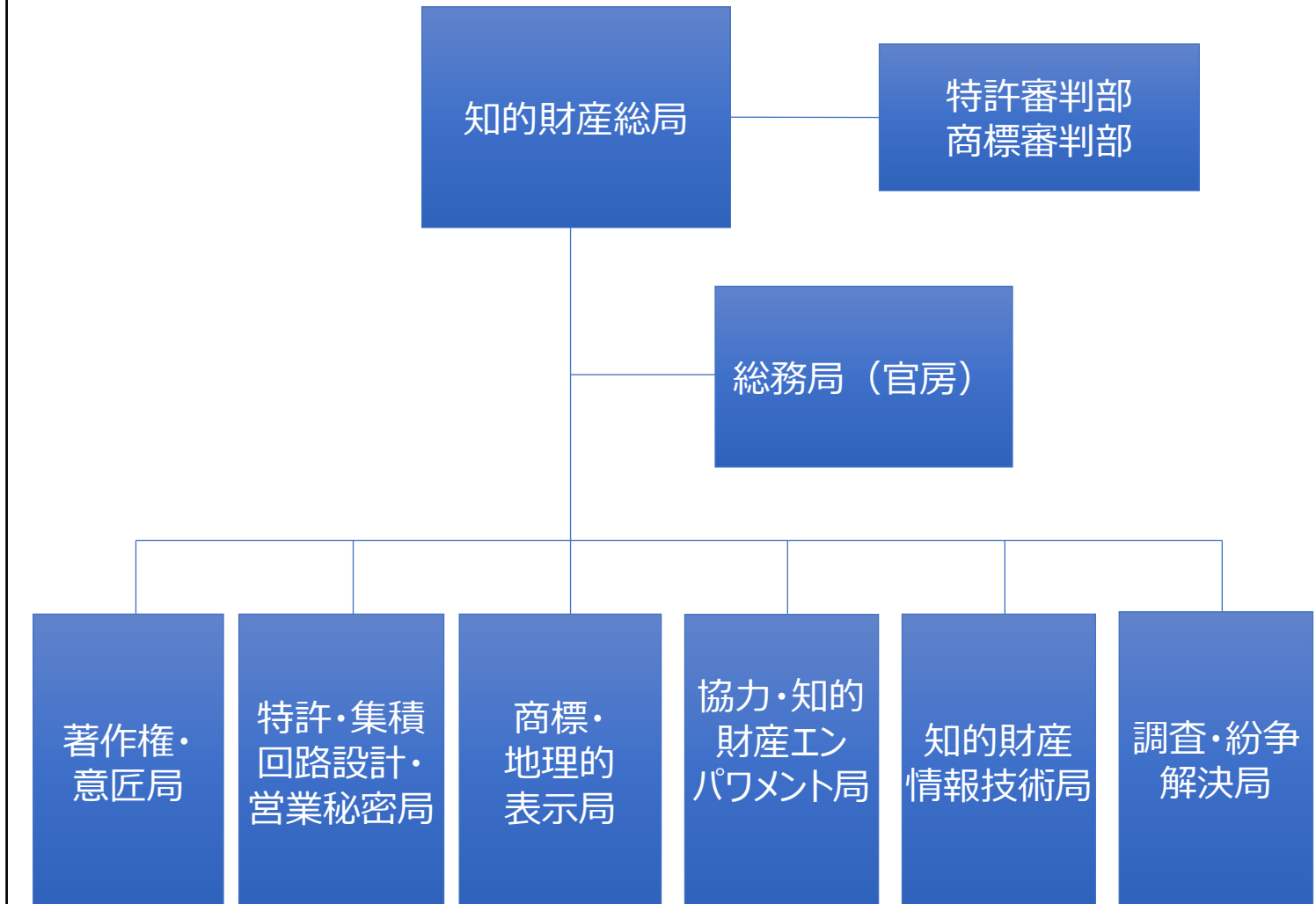
法務省に所属
 1999年、商標・特許登録局からシンガポール知財庁 (IPOS) に
 職員数：約300名 (うち、特許審査官約100名)

シンガポール 知財の動き

- ・修正実体審査ルートの廃止（2020年1月）
 - すべての出願を自国で審査
- ・SG Patent Fast Track→SG IP Fast Track→ **SG IP Fast**
 - 特許全分野に加えて、関連する意匠・商標に拡大（2024年4月末まで）
- ・第三者情報提供制度・特許付与後の再審査請求制度の導入
（2019年法改正、2021年10月1日施行）
- ・著作権法改正（2021年11月21日施行）
 - 平易な英語での完全なる書き直し、創作者にとっては著作物の創作意欲を高めつつ、著作物の利用者にとっては合理的な利用を認めようとする改正
- ・IPOS Digital Hub（**2022年6月2日開始予定**）
 - 出願システムの刷新、料金改定等

インドネシア

▶インドネシア知財総局組織図



▶インドネシア知財総局 イル・ラジル総局長代行



法務人権省監察官を経て、
2021年11月、総局長代
行に就任

▶インドネシア知財総局



法務人権省に所属
1988年、著作権・特許・商標総局として設立
1998年 知的財産総局に組織改編
2015年 知的財産総局に改称
職員数：約550名

インドネシア 知財の動き（特許実施義務）

2016年改正特許法（2016年8月26日）

- 特許権者は、**インドネシアにおいて製品を製造／製造方法を使用する義務を負う**（20条）
- 特許付与後不実施のまま36か月経過した場合に**強制実施権**の対象、また**特許取消し**の対象（20条、82条、132条）。

2016年改正特許法の改正案を公開（2021年8月23日）

- **特許法20条Aを新たに設け、特許権者はインドネシアでの特許の実施について毎年大臣に報告する義務が生じる**

→ 「特許権者はインドネシアで特許を実施または製造する必要はなく、実施に関してステートメントを出す義務がある」として引き続き、審議中。

インドネシア政府機関と日系企業との実務者対話 特許庁、ジェトロ、JICA共催 (2022年3月1-2日)

インドネシア政府からは、**知財総局 (DGIP)**、**税関総局 (DGCE)**、**国家警察 (POLRI)** が参加。

日系企業との間で、**知的財産権の侵害に対する手続き**、**ECサイトにおける模倣品対策**、**模倣品のリスクに関する普及啓発**、**税関の情報登録など**について意見交換が行われた。



実務者対話の様子

出典 :

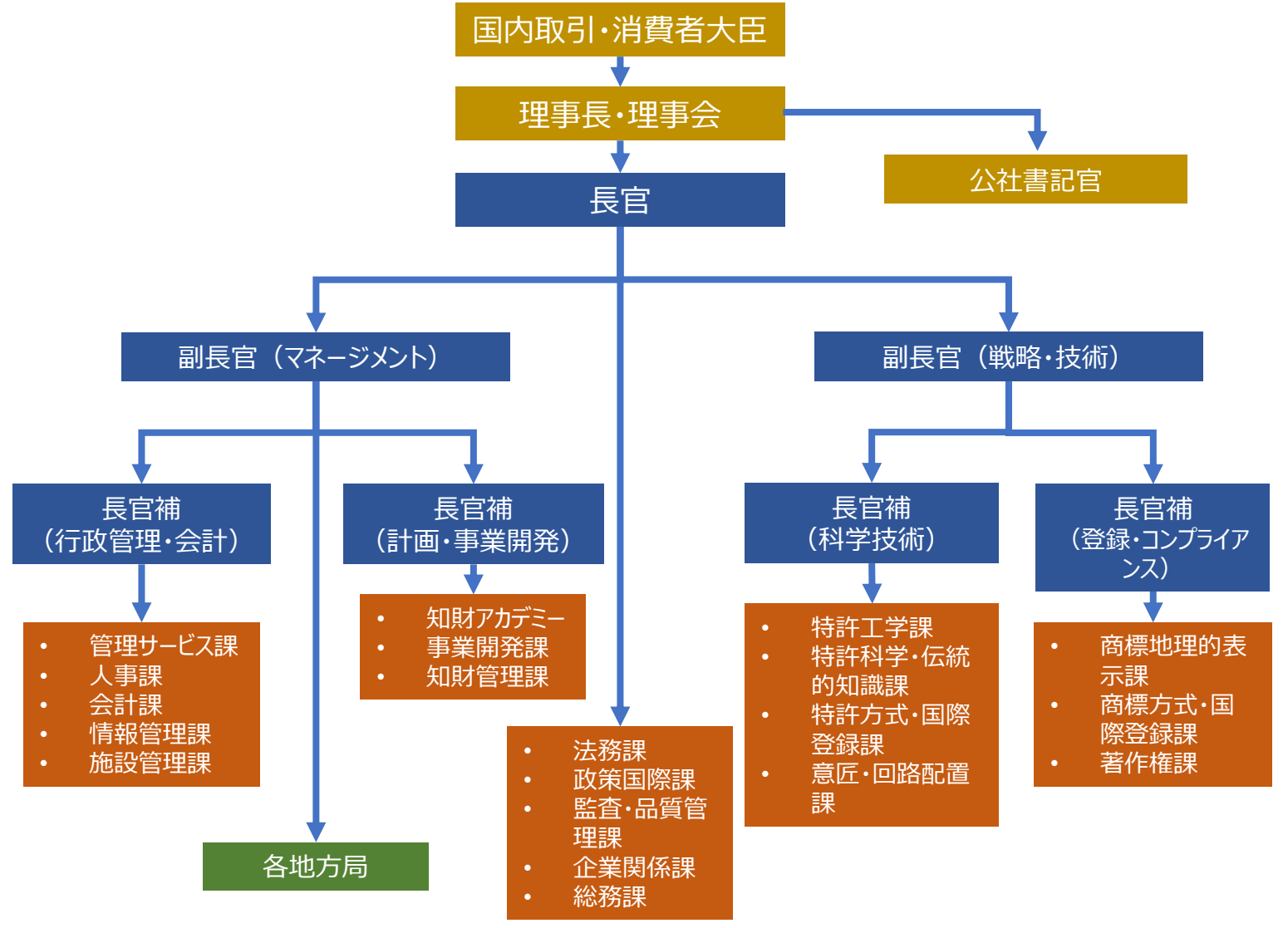
<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-gelar-diskusi-pelindungan-dan-penegakan-hukum-ki-untuk-tingkatkan-pemahaman-aparatur-penegak-hukum?kategori=liputan-humas&csrt=4205603043985114837>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/92262cdaa7fcaaaa.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/0c9bcb51d32bdd49.html>

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/jitsumu_indonesia.html

マレーシア知財公社組織図



マレーシア知財公社 アブドゥル・ハリス長官



マレーシア国民大学
卒業

起業家育成・協同
組合省等を経て

2021年10月
マレーシア知財公社
長官に就任

マレーシア知財公社



国内取引・消費者行政
省に所属

2003年「国内取引・
消費者行政省知的財産部」が公社化



職員数：約400名強
うち、特許審査官約
100名強（20名程は
方式審査官）

マレーシア 知財の動き（法改正）

RCEPへの批准に向けた法改正（特許法、地理的表示法、著作権法）

2021年12月に国会で可決、2022年3月18日施行

○特許法の主な改正内容

- 第三者情報提供制度
- ブタペスト条約への加入（6月末施行予定）
- 特許付与後の異議制度（未施行）

○意匠法は現在、草案作成中

- 2022年4月に草案作成のためのパブコメ募集

マレーシア知財公社と日系企業との実務者対話 特許庁、ジェトロ共催 (2022年5月26日)

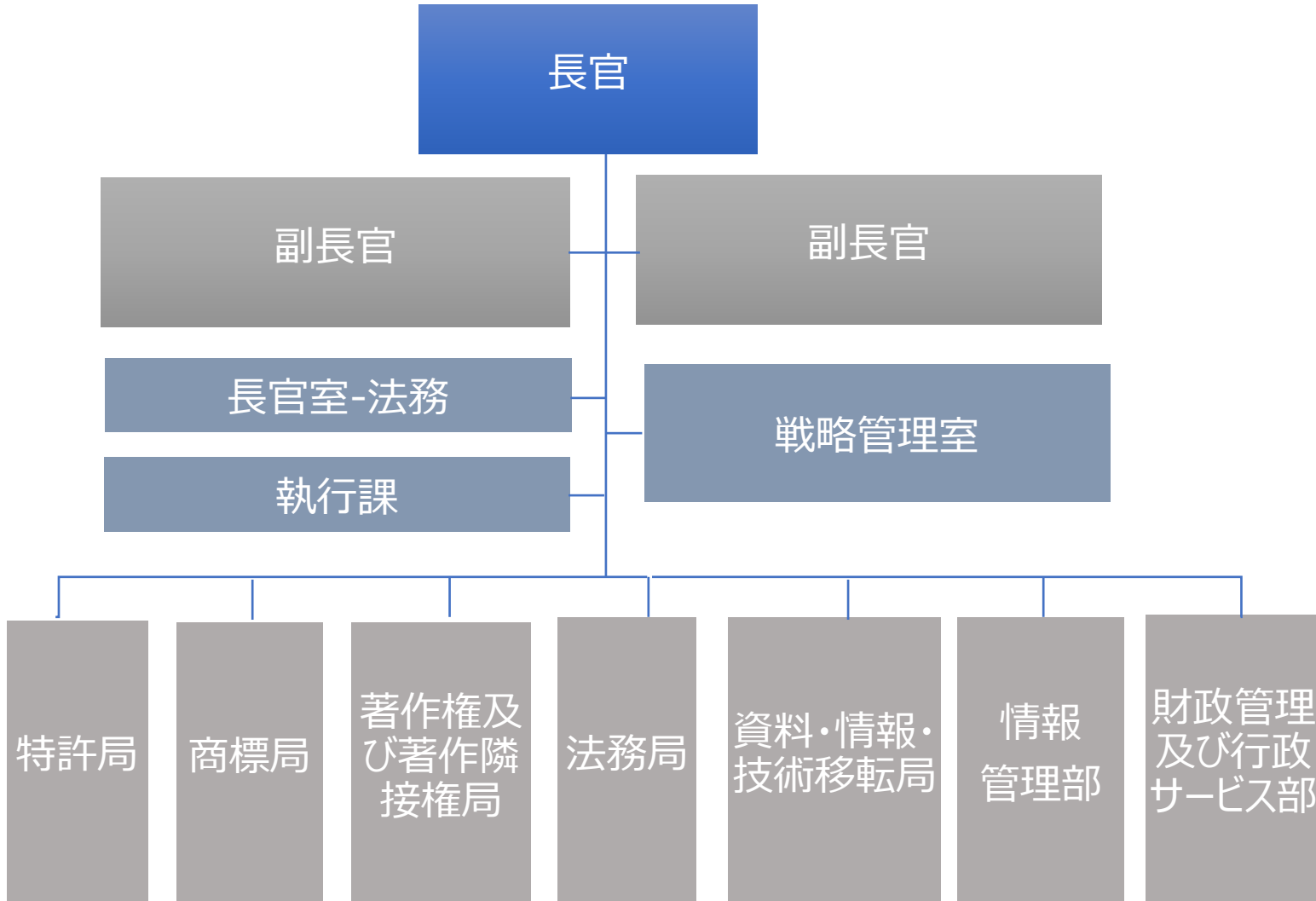
MyIPOの特許科学・伝統的知識局、及び工業デザイン・集積回路レイアウトデザイン局から、最近の特許法改正と特許異議制度の導入に関する内容、及び工業デザイン法の改正案に関する現時点の取り組みを紹介。

日系企業からの質問事項を中心に、特許異議申立に関しては、制度趣旨とその運用等について、工業デザイン法改正案に関しては、保護範囲、登録要件、公開遅延制度等について、意見交換を行った。



実務者対話の様子

➤フィリピン知財庁組織図



➤フィリピン知財庁 バルバ長官



Barba & Associates法律事務所マネージングパートナー、貿易産業省筆頭次官を経て、

2020年2月
フィリピン知財庁長官就任

<https://www.ipophil.gov.ph/the-director-general/>

➤フィリピン知財庁



REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE
OF THE PHILIPPINES



貿易産業省に所属

1998年 特許・商標・
技術移転部から知財庁
に移行。

フィリピン 知財の動き (エンフォースメント機関の連携)

政府

ECプラットフォーム

権利者



IPOPHL Updates Enforcement Rules to Add Teeth to Online Counterfeiting, Piracy Crackdown

- ECプラットフォームと商標権者による模倣品対策 MOUの署名 (2021年3月1日)
- フィリピン知財庁 (IPOPHL) のオンライン上の模倣品対策権限を強化する法改正 (国会審議中)

出典:

<https://www.ipophil.gov.ph/news/lazada-shopee-and-ip-right-holders-band-together-in-fight-vs-rising-online-counterfeiting-piracy/>

<https://www.ipophil.gov.ph/news/ipophil-updates-enforcement-rules-to-add-teeth-to-online-counterfeiting-piracy-crackdown/>

フィリピン真贋判定セミナー（2022年1月20日）

NCIPRから最近の活動の紹介の後、日系企業4社が参加し、NCIPRのメンバー約70名に対して、真贋判定ポイント等を説明するセミナーを実施。

質疑応答では、税関登録、オンラインマーケットプレイスへの出品等についての質問も出て、活発な意見交換が行われた。



フォトセッションの様子

フィリピン知財庁と日系企業との実務者対話 特許庁、ジェトロ共催 (2022年3月24日)

IPOPHLの資料・情報・技術移転局および特許局から、**IPOPHLが提供するサービス、特許審査に関する取り組み、特許情報に関する取り組み**を紹介。

日系企業からの質問事項を中心に、IPOPHLにおける特許審査やクリアランス調査の運用、特許情報データベースの整備状況、権利行使の実績等について、意見交換を行った。

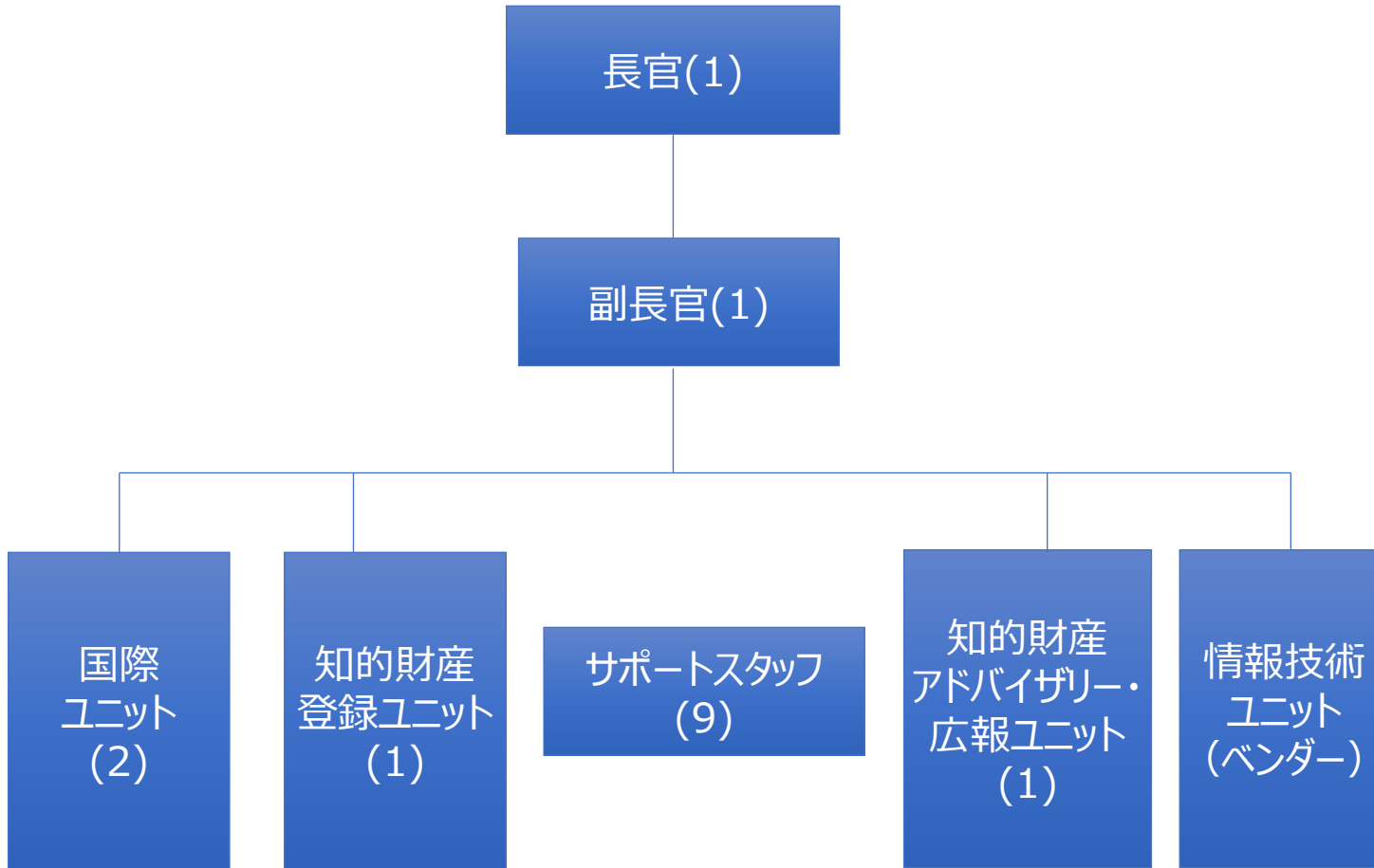


実務者対話の様子

出典：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/jitsumu_philippines.html

ブルネイ

ブルネイ知財庁組織図（カッコ内は人数）



ブルネイ知財庁 ノラジザ長官

2021年7月、ブルネイ知財庁長官就任

ブルネイ知財庁



法務長官室に所属

2013年 エネルギー・産業省特許登録部が改組。

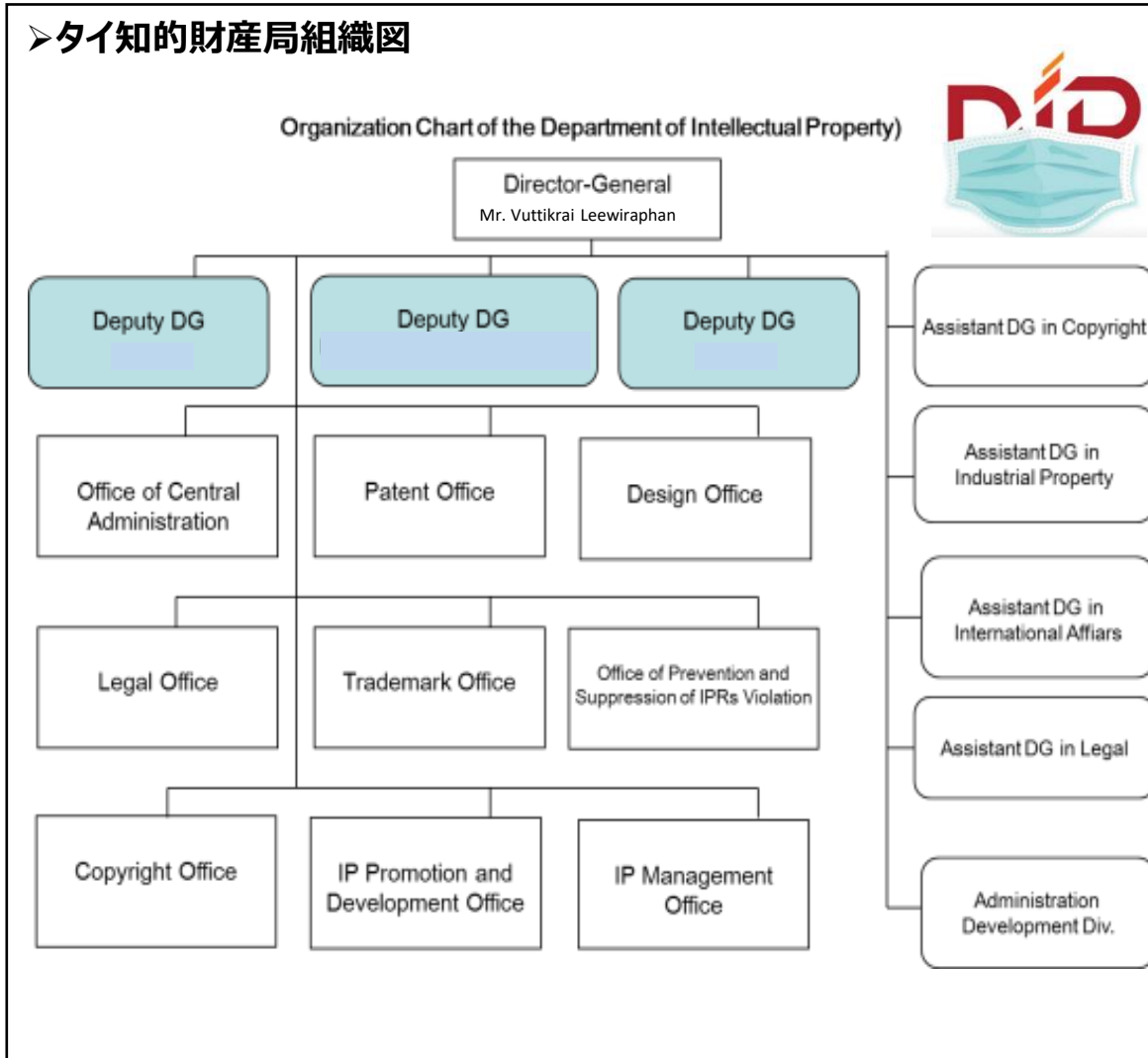
2019年 エネルギー・産業省から法務長官室に移管

職員数 15名

ASEAN知財概況紹介

1. ASEANへ進出する各国
2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き
 - (1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ
 - (2) メコン地域 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)
3. ASEANにおける商標に係る統計動向調査

タイ知的財産局組織図



タイ知的財産局 ウティクライ局長



商務省事務次官室監察官、商務省事業開発局局長を経て、

2020年10月
タイ知財局長に就任

タイ商務省知的財産局



商務省に所属

1992年に商務省に知的財産局が創設

職員数：538名
(うち、特許審査官109名、意匠審査官21名、商標審査官34名)

2 (2) タイ 20年知財ロードマップ (2016年策定)



知財の登録及び保護の効率改善・登録期間の短縮
レッドゾーンにおける知財侵害品の根絶
GI製品の品質管理向上支援

権利化期間の短縮と手続の簡素化
レッドゾーンにおける知財侵害品の完全な根絶
国際標準に沿う知財保護サービスの提供
企業における知財管理とイノベーションの啓発
GI製品への高付加価値化

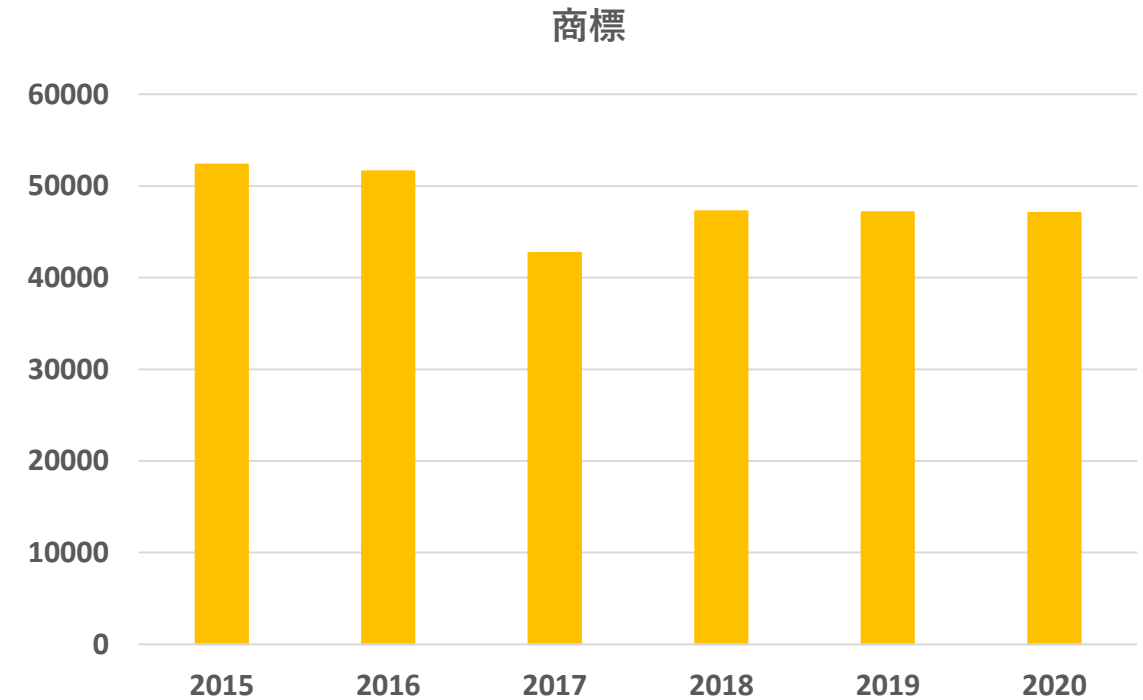
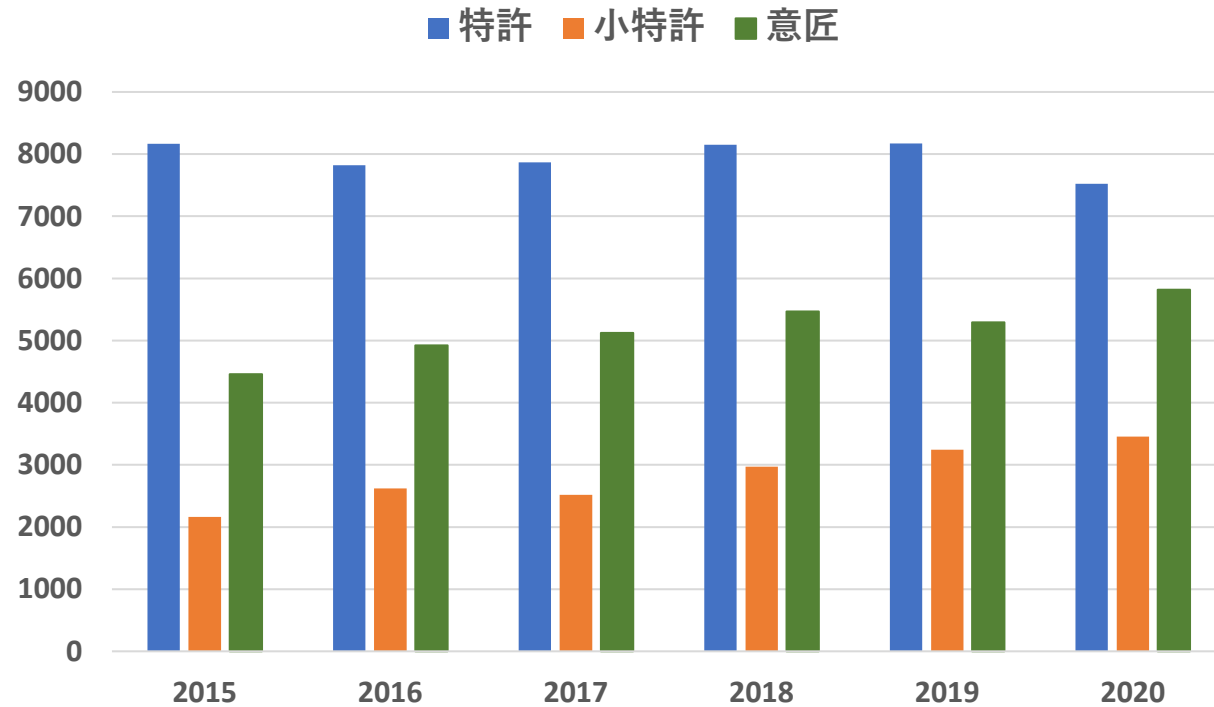
製品やサービスの価値を増やすためのツールとしての**イノベーションと知財の使用**
企業間の技術交換の促進
仕事のさらなる効率化のための組織の調整
知財侵害に対する予防及び抑止に関する情報の集積
GI製品の国際市場への参入

タイの知財の国際化ータイ企業及び輸出事業者が製品の輸出国で知財保護を受けることができるようにー、
商業化のためのタイ企業の知財データベースの利用促進
知財侵害に関する情報の提供と知財侵害から保護するための抑制課の役割の調整
GI製品の国際市場における促進と支援方法の確立

知財権の獲得及び財政的有利のための知財の利用の促進
タイが、知財と高度な技術を利用する発明と産業のための基盤となることを可能とする、知財の登録システムのさらなる改善
GI製品による収入の安定性確保

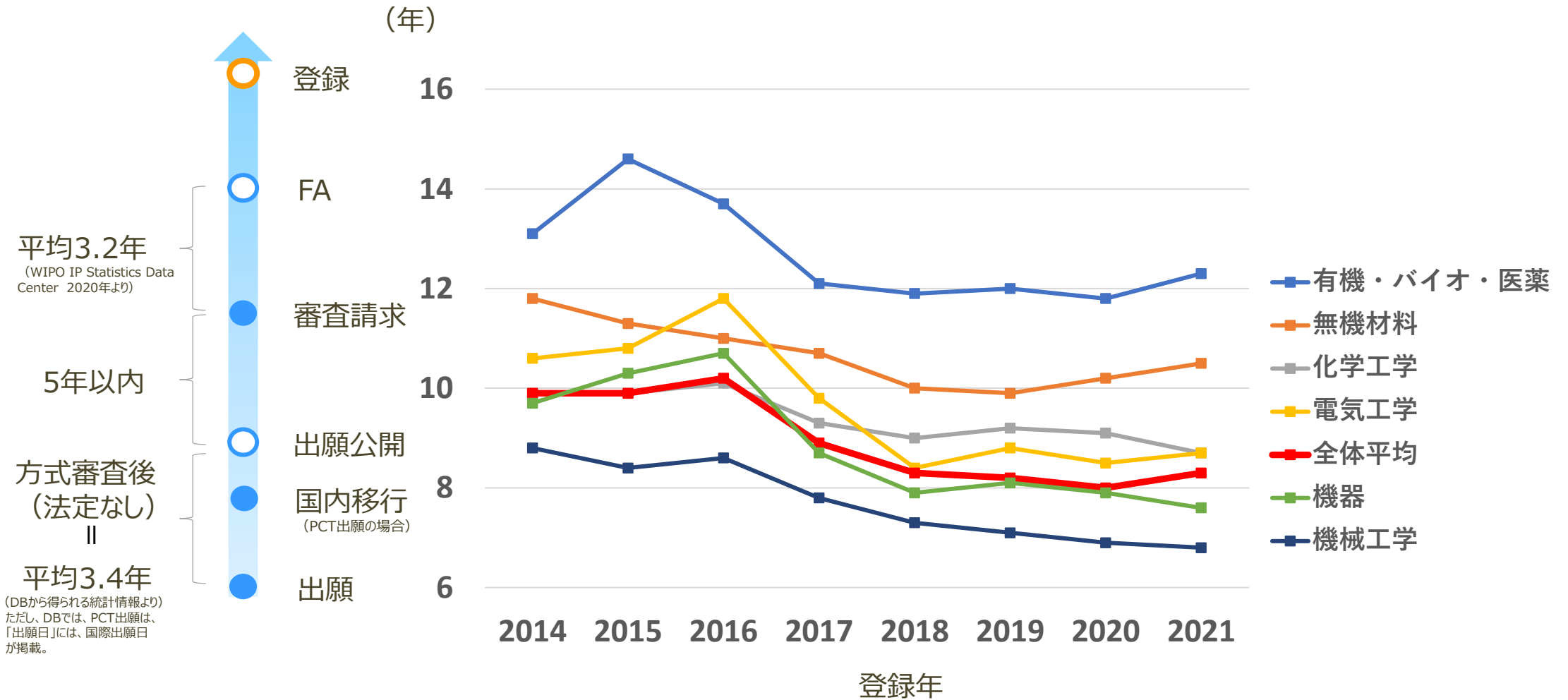
2016年～2021年 権利化期間の短縮・知財侵害への取締強化
2022年～2036年 **知財の利用促進**
2016年～2036年 GIの保護

2 (2) タイ 出願件数 (特許、小特許、意匠、商標)



- 特許出願は、約8%の減少。
- 小特許出願、意匠出願は、それぞれ、約6%、10%の増加。
- 商標出願は、横ばい。

2 (2) タイ 特許 権利化期間 (出願から登録まで)



- 依然として審査遅延の問題は残る。権利化期間は微増。
- (16年) 10.2年, 登録1837件 ⇒ (21年) 8.3年, 登録2995件
- 日本出願人の登録率は、全体の30%と比べて高く、40~50%前後。

■ 審査官数の増員

Source : タイDIP ANNUAL REPORT 2020

	2015	2016	2017	2018	2019	2020
特許 <small>(小特許担当も含む)</small>	30	66	88	99	103	109

- ✓ 2016年から段階的に審査官を大幅増員
- ✓ 採用後、1～2年は主に方式審査を担当
- ✓ 実体審査では、ベテランも若手も同じ処理目標件数
(ただし、ベテランは若手の指導、WG活動等にも従事)

8つの審査グループ

- ・機械 (工学)
- ・電気
- ・物理
- ・化学
- ・石油化学
- ・医薬
- ・バイオ
- ・小特許

■ Tele Patents サービス開始 (2022年1月4日～)

出願準備、出願書類の作成、特許および小特許出願の補正を希望する者のためのコンサルティングサービス。相談依頼のテーマや発明分野に応じて、審査官がアドバイスを行う。

→ 補正手続きの効率化 (無駄な拒絶理由を減らすなど) を図る

2 (2) タイ 特許権利化期間短縮に向けた知財局 (DIP) の取組

■ 特許のファストトラック制度導入 (2022年6月～) (局告示No. 156/2565) 2022年5月3日付

- 特許及び小特許出願の基準及び条件

1. 出願人が特許法第29条に基づく審査請求を行った特許出願、またはDIPに提出されてから3ヶ月以上経過した小特許出願であること。
2. 発明特許または小特許出願であり、公衆の利益のために使用することができ、商業的に使用される可能性がある製品、プロセス、材料、装置または医療機器などの医学および公衆衛生に関する技術で、出願人が生産および流通の計画を有しているか、当該発明の使用のためのライセンス契約を準備しているものを保護すべく申請されたものであること。
3. タイで初めて出願された発明特許または小特許出願であること。(または、PCT受理官庁に国際出願することにより、特許協力条約を通じてタイに出願された発明特許出願または小特許出願であること。RO/TH)
4. 申請期間中、請求項数が10以下であること。
5. 当初から電子出願システムで提出した出願、または、申請前に電子出願システムでの提出に変更した出願。
6. 対応する書類が完全に提出されていること。

- 申請方法および選考結果の発表について

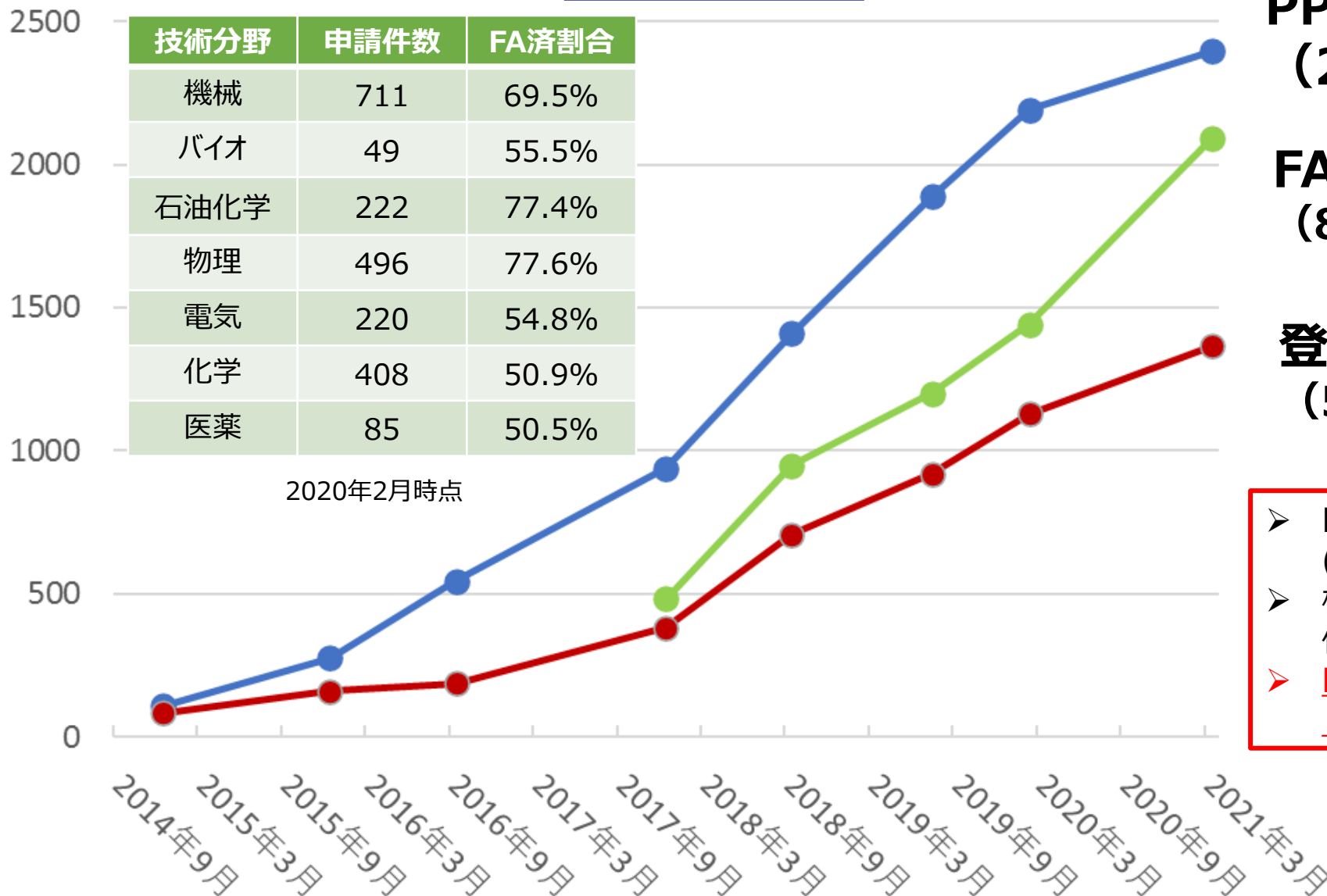
1. 申請を希望する出願人は、審査条件に合致する理由と必要性、根拠資料を添付の上、A4サイズ用紙4枚以内で申請すること。
2. 毎月1日～10日の間に、電子出願システムにより申請書を提出すること。申請が許可された特許／小特許出願番号は、翌月5日中にDIPのホームページで発表される。
3. 選考については、DIPが検討・決定する権利を有する。また、同一人物からの応募はなく、1ヶ月に5件までとする。また、各申請者は、1ヶ月に1回申請することができる。

申請が許可された特許または小特許出願は、特例として早期審査がおこなわれ、以下の期限内に最終審査結果が通知される。

・DIPが公表した日から12ヶ月 (特許出願の場合)、または、DIPが公表した日から6ヶ月 (小特許出願の場合)

2 (2) タイ 権利化期間の短縮 特許 PPHの実績

累積件数推移



PPH申請件数
(2,395件)

FA済件数
(87.3%)

登録済件数
(57.0%)

- PPH申請からFAまで平均11.4ヶ月 (2021/6 時点)
- 権利化期間については技術分野によって偏りがある。
- **PPH試行プログラム (2年間) を、2022年1月に更新。**

■ 特許法（特許、小特許、意匠含む）の改正

⇒主に審査期間の大幅短縮を目的とした改正案について、2017年5月に第1回パブコメ、2018年1月末に第2回パブコメ。

☆特許法（発明特許）改正案と特許法（意匠特許）改正案は別々に作業が進められていたが、一つの改正案として作業を進める方針に変更。この特許法（発明、意匠含む）改正案が2020年 9月に公表され、パブコメ募集が行われた。

→ 法改正状況については、SEAIPJ、JIPA、JAMAなどを通じて日系企業に情報共有 → タイDIPへパブコメ提出
米国政府、欧州ビジネス商業協会（EABC）、国際商標協会（INTA）、米国研究製薬工業協会（PhRMA）などからも意見提出
→ 2021年5月14日 タイDIP、意見聴取結果をウェブサイトに公表 → 内閣へ提出

→ 2022年1月18日 タイDIP、強制実施権部分の修正公表&パブコメ募集

→ 商務大臣署名済み → 内閣提出・承認待ち

発明特許： 権利化前

- ①出願公開時期の法定化（18か月）
- ②自発分割の導入
- ③審査請求の出願日基準化（3年）
- ④新規性の世界公知基準の明確化

発明特許： 権利化後

- ①登録後の誤記訂正
- ②ライセンス登録制度の緩和

意匠特許

- ①権利期間の伸長（10年→15年）
- ②部分意匠制度、関連意匠制度の導入
- ③自発分割の導入
- ④公開遅延請求制度の法定化
- ⑤ハーグ協定への対応

■ タイ改正著作権法、2022年2月24日成立、2022年8月23日施行

- デジタル時代に対応した著作物の保護強化が目的。今後、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WIPO Copyright Treaty）加盟を目指す。

【主な改正項目】

- 裁判所への申立てなしに、直接サービスプロバイダーに対してノーティスアンドテイクダウンができるような手続き規定を新設
- 効果的な法執行のため、サービスプロバイダーの責任の例外に関する規定を改正
- 技術的保護手段（著作権対象物の複製・閲覧を制限する技術）に関する規定を改正

■ 輸出禁止、輸入禁止、およびタイ王国内への持ち込み禁止の対象となる商標侵害品および著作権侵害品の決定に関する商務省告示（2022年1月4日承認）

- 2022年1月4日、内閣は、知財侵害品の輸出入に関する商務省告示案を承認。同告示は、官報への掲載日から90日後に施行される。これに伴い現行の告示は廃止。順次下位法令を整備。
- 現代に即したものに改善し、知財侵害の防止と抑制をより効果的に強化→ほぼすべての場合（個人目的を除く）において、商標侵害品、著作権侵害品の輸出入を禁止すると明文化

1. 商標権侵害品および著作権侵害品を、輸出禁止品、輸入禁止品、およびタイ王国内への持ち込み禁止品とする。ただし、営利目的でなく不当に数量が多くない物品を持ち込む場合を除く。
2. 商標権者または著作権者が、商標権侵害または著作権侵害の可能性のある物品の検査について、税関が定める規則、手続き、条件に従って税関職員に情報を報告できるようにする。

2 (2) タイ 商標に関する最近の動き

■ 商標審査基準の改正 (2022年1月17日改訂)

【ポイント】

- 通常の順序ではない3文字以上の文字、数字の並列は、識別性のある装飾した文字または数字と見なす。しかしその文字または数字の称呼は含まない。
- 外国名の使用をその名前の所有者である国で権限を持つ者（在タイ大使館など）から許諾された場合に限り登録可と明記

■ 商標出願のファーストアクション ファストトラック開始

DIPは2021年4月5日、商標出願のFAファストトラックによる審査結果の通知について告示を公表。2021年12月9日に新たに告示を公表。以下3要件を満たした出願は、自動的にこのファストトラックにより審査が進められ、出願から6か月で最初の審査結果（FA）が通知される。

- (1) 指定商品／役務数の合計が**50点**を超えないこと。
- (2) タイ知的財産局ウェブサイト (<https://tmsearch.ipthailand.go.t>) から指定商品／役務を選択すること。
- (3) 補正手続、譲渡手続、識別性を証明する証拠資料の提出手続がないこと。前述の手続がなされた場合、登録官は通常通り審査を進める。

■ 商標の更新に係るファストトラック開始

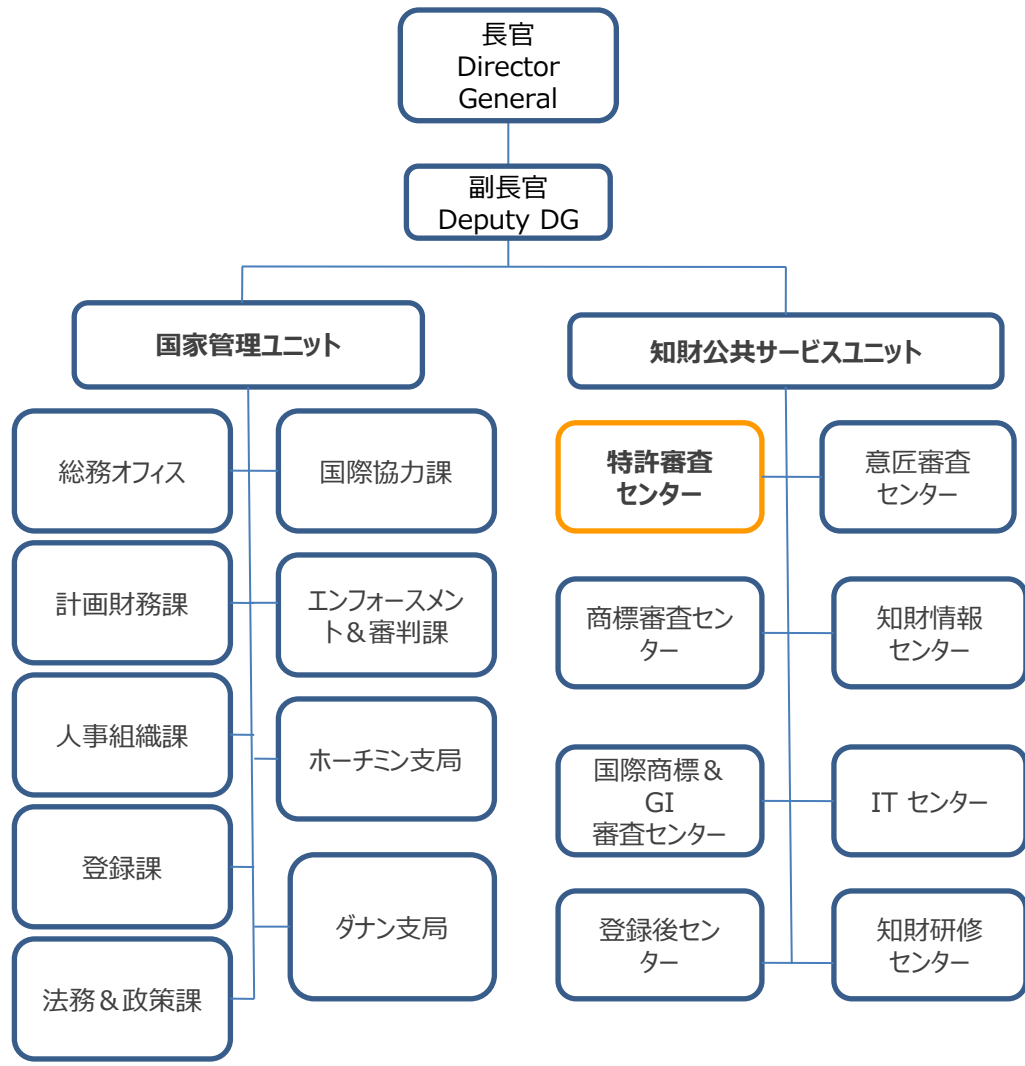
DIPは2021年4月5日、商標の更新のファストトラックに関する告示を公表。2021年12月9日に新たに告示を公表。以下の条件を満たす更新申請は、審査から更新登録証の発行まで60分で完了（→ 30分で完了 2022/2/23）する。追加料金はなし。

- (1) 指定商品／役務数の合計が30点以内であること。
- (2) 登録内容に変更がないこと。
- (3) 更新申請書を権利者または代理人により提出しなければならず、代理人による申請の場合、
 - ①更新手続、及び②権利者に代わる更新登録証受領の委任が委任状に明記されていない。
- (4) ファストトラックの申請は更新申請書の提出時に行うこと。
- (5) 更新費用を全額支払うこと。

15:15 ~ 16:30 「タイのエンフォースメント」

TMI総合法律事務所バンコクオフィス 弁護士 高祖 大樹氏
Tilleke & Gibbins 弁理士 大竹 徳成氏
モデレーター ジェトロ・バンコク 知的財産部長 渡邊 純也

▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam) 組織図



▶ベトナム科学技術省 フィー長官



1986年 ベトナム国家大学哲学部講師
 政府官房総務局、科学教育文化局等を経て
 2017年3月より
 ベトナム知財庁長官に就任

▶ベトナム国家知的財産庁 (IP VietNam)



科学技術省に所属
 1982年に創設された、国家発明室を前身とし、現在は科学技術省の一組織
 職員数：約360名
 (うち、特許審査センター71名、意匠審査センター12名、商標審査センター61名)

2030年までの**国家レベルの知的財産戦略**を定めたDecision No.1068/QD-TTgがベトナム首相によって承認。(2019年8月22日)

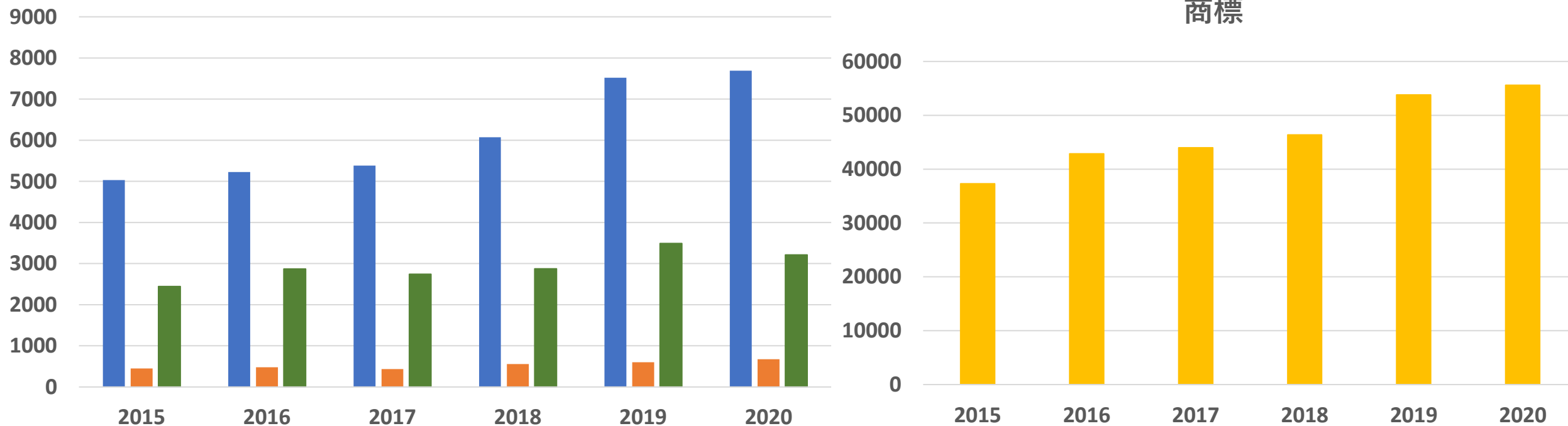
- ✓ 2030年までにベトナムが知的財産権の創設、保護及び実施に関して**ASEANの筆頭国**となること
- ✓ 社会及び産業界の要望を受け、**迅速、透明かつ公正な知的財産権の保護システム**を作り上げる
- ✓ **知的財産権の執行**をより改善し、知的財産権侵害を減少させること
- ✓ 新たな**知的財産権の創出を促進**させ、Global Innovation Indexにおけるベトナムの地位を向上させること等

Global Innovation Index(2021)	順位
シンガポール	8
マレーシア	36
タイ	43
ベトナム	44
フィリピン	51
ブルネイ	82
インドネシア	87
カンボジア	109
ラオス	117

2 (2) ベトナム 出願件数 (特許、小特許、意匠、商標)

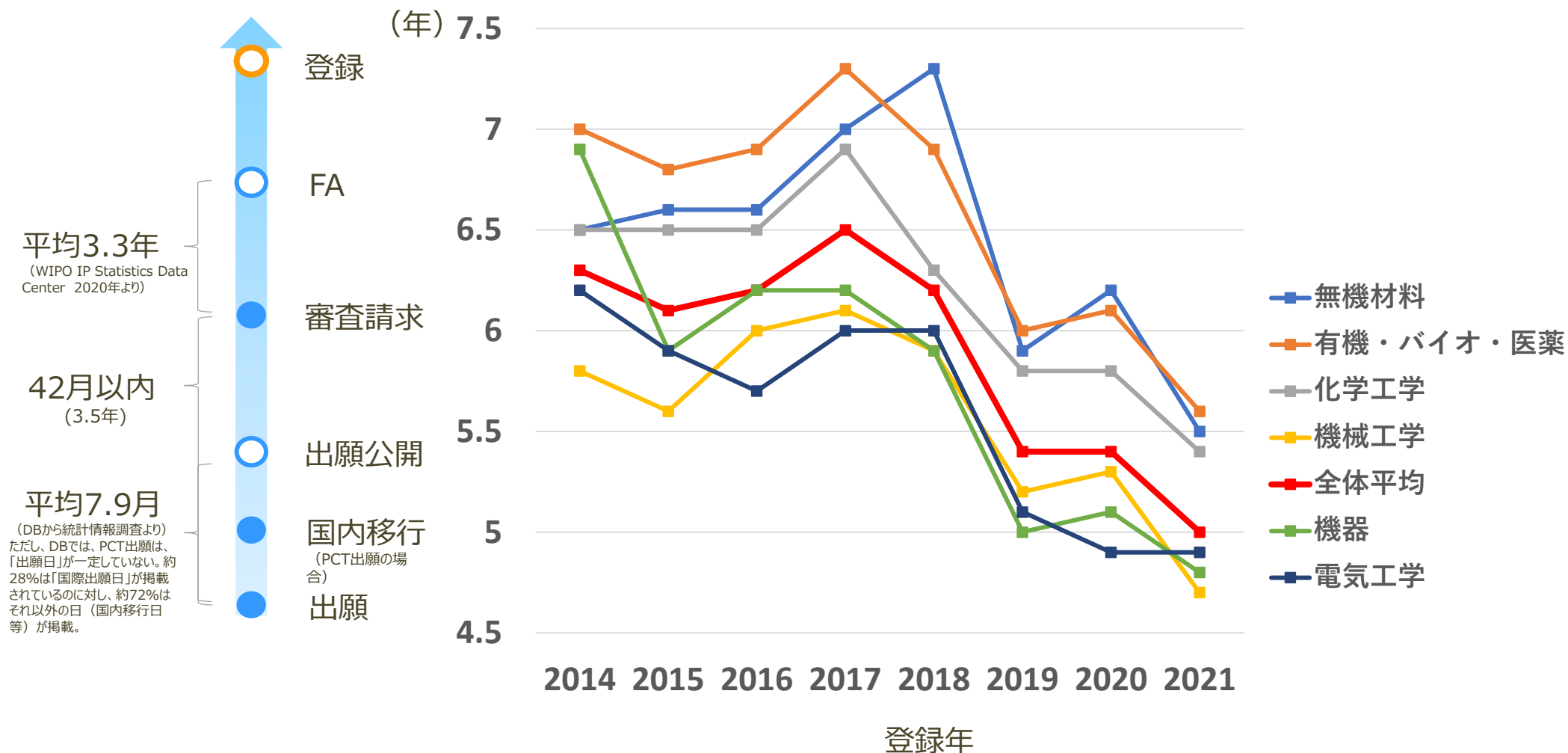
■ 特許 ■ 実用新案 ■ 意匠

商標



- 特許出願、実用新案出願は、それぞれ、約 2 %、1.3 % の増加。
- 意匠出願は、約 8 % の減少。
- 商標出願は、約 3 % の増加。

2 (2) ベトナム 特許権利化期間 (出願から登録まで)



➤ 日本国籍出願人案件は、全特許を母集団とした登録率より10~20%程度高め

2 (2) ベトナム 特許権利化期間の短縮 - PPHの実績

日ベトナム特許審査ハイウェイ (PPH) の実施

- 2016年4月より試行開始 (受付上限100件/年)
 - 2016年: 4月1日～8月24日受付終了
 - 2017年: 4月1日～5月30日受付終了
 - 2018年: 4月1日～4月3日受付終了
 - 2019年: 4月1日 100件受付終了、10月1日 100件受付終了
 - 2020年: 5月4日 100件受付終了、10月1日 100件受付終了
 - 2021年: 4月1日～7月15日受付終了、10月1日～2022年1月26日受付終了



2019年度より、
受入**上限200件/年**
に拡大



- 2022年4月 PPHプログラムの実施を2025年まで延長決定** (受付上限100件/年)

2022年: 4月1日～ 受付開始

2020年実績

➤ 審査期間

FA: 平均約**8.7**月※
最終: 平均約**9.5**月※

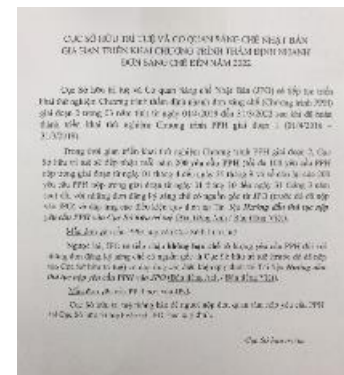
➤ 審査結果

特許率: **94%**
(拒絶となった案件は全て応答無し)
FA特許率: **70.9%**

➤ これまでに分かっている課題

- 出願公開前にPPH申請がされた場合は
すぐに審査ができない
(出願公開を待たなければならない)
- ベトナム語への誤訳が多い**

※PPH申請日または公開日の遅い方からカウント



- ✓ 今般、ベトナム国会において、ベトナム知的財産法を2021年法改正プログラム（2022年6月に国会承認される予定）に含めることが承認。
- ✓ 今回の改正は、**(1)国際的な合意（CPTPP、EVFTA（EU越間の自由貿易協定）との整合、(2) 知的財産権の執行に関する手続きの簡素化・効率化等を目的**としている。

特許

- ① 拡大先願規定の追加
- ② 秘密特許、安全保障管理規定の追加
- ③ 遺伝子資源、伝統的知識規定の追加

知財権保護

- ① 行政罰を受ける知財権侵害行為を限定**
（著作権、商標、GI、植物品種に限定）
- ② 知財権関連の輸出入国境管理措置を限定

意匠

- ① 部分意匠*
- ② 公開遅延制度の導入

商標

- ① 音の商標の追加
- ② 無効理由追加（悪意の商標）

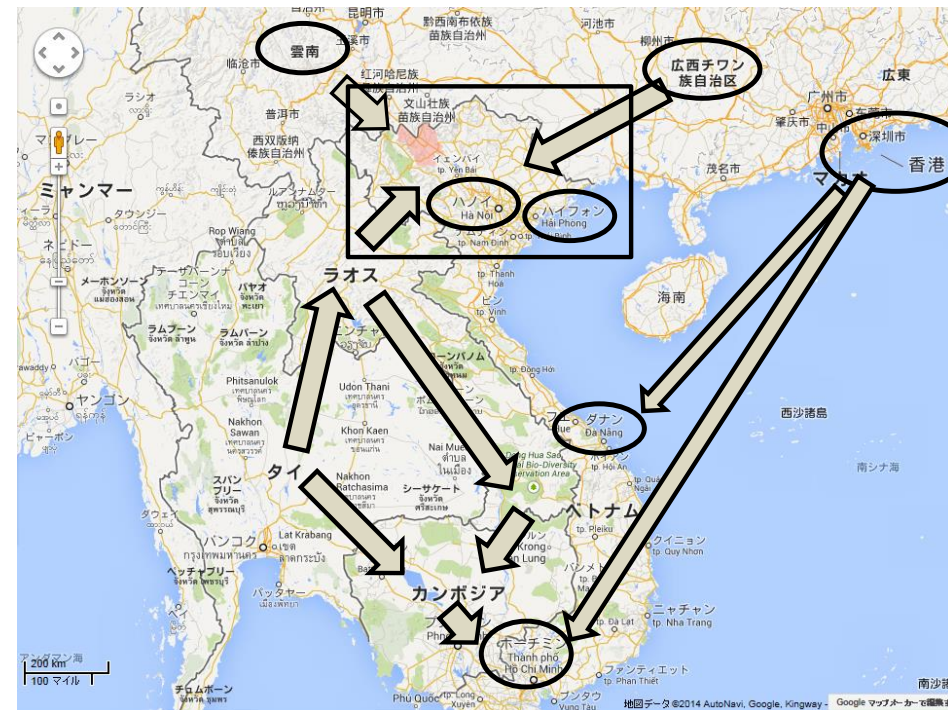
※改正案では、取り外し可能な製品の独立した部分の意匠と定義
 **行政罰を受ける知財権侵害行為は限定されず、現行のままの予定

- **法改正状況については、SEAIPJ、JIPA、JAMAなどを通じて日系企業に情報共有 → IPベトナムへパブコメ提出**
- **JPO、ジェトロ、日系企業と合同で、IPベトナムとの知財法改正に関する実務者対話も実施（2022年3月22日）**

	2020年11月	2021年4月	2021年12月	2022年6月	2022年7月
改正スケジュール	改正案公表 (パブコメ)	内閣へ提出	国会審議	国会承認	施行

2 (2) ベトナム 模倣品の流入実態

- ハノイ、ホーチミンを中心としてベトナム全土にわたり模倣品が氾濫しており、中でも、消耗品や衣類、時計、カバン等の模倣品が多い。
- 模倣品の多くはベトナム国内で生産されるものではなく、国外から、主に中国から流入しているといわれている。
- 一部衣料品等に関しては、ベトナム国内でも模倣品が生産されている。
- 模倣品流入ルートは、①陸路、②海路、③他国経由と、様々である。



<中越国境（ラオカイ）の風景>



2 (2) ベトナム エンフォースメントの種類と特徴

	行政措置	刑事措置	民事措置（訴訟）	水際措置
対象	特、意、商、著	商、著	特、意、商、著	特、意、商、著
期間	1～2か月	捜査は60日程度 刑事訴訟（1審） 半年～1年程度	1～2年程度 （1審）	
費用	数十万円	刑事訴訟までいくと 数百万円	数百万円	
件数	市場管理局(MSA): 年12,000-15,000件 科学技術省(MOST): 年100件	・警察：250-400件 ・刑事訴訟：年数件程度 （特許は過去5年間0）	年30-40件程度	年100件程度
その他	特許はMOST、意匠・商標はMSAに相談が多い	・特実意は刑法の対象から削除(2009～)	・知財裁判所はなし ・損害に係る証拠収集、事実証明が困難 ・経験不足により妥当でない判決	

- ・市場管理局（MSA）を利用した行政摘発が手続・コスト・期間の観点から有効
- ・権利侵害においてベトナム知財研究所（VIPRI）の鑑定が重要
⇒VIPRIの類否・侵害判断は、法的拘束力はないものの、各執行機関の判断において最重要の証拠となりうる。

▶ 国家知的財産委員会 (NCIPR)



- ・国家知財戦略の策定
- ・省庁間連携の円滑化
- ・知財の普及、エンフォースメント

▶ 商務省 (MOC) 知的財産権部組織図

Department of Intellectual Property Rights (D/IPR)

- ・商標、商号、不正競争に関する法律
- ・地理的表示 (GI)
- ・営業秘密



職員数
78名
(商標審査官13名)



▶ 工業・科学・技術・イノベーション省 (MISTI) 産業財産権部組織図

※工業手工芸省 (MIH)から
2020年名称変更。
同時に科学技術革新総局と科学
技術革新研究所を省内に新設。

- ・特許、実用新案、意匠に関する法律
- ・回路配置
- ・種苗法



職員数19名



2 (2) カンボジア 最近の動き

<法改正の状況>

- ・審判制度の創設、税関登録制度の創設に関心。
- ・**2021年12月、ベルヌ条約加盟**

<知財の権利化・エンフォースメント>

- ・特許： ほぼ100%の出願が外国出願。日本、ヨーロッパの出願が多い。登録数は10件前後。
運用上、特許で実体審査は行われてない。他庁の審査結果待ち or 他庁に審査依頼。
2018年3月1日よりEPOバリデーション開始（医薬品は不可）、SG・CNとは再登録制度あり
- ・商標・意匠： 実体審査あり。商標権侵害には**C&Dレター送付、DIPRによる調停が効果的**。
それでも解決しない場合は**カンボジア模倣品対策委員会（CCCC）への申立て**が有効。
民事・刑事訴訟は非常に困難（予測不可能、高額）で、ほとんど利用がない。

<出願件数（2018）>

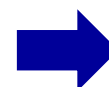
- 特許 67件
- 実用 13件
- 意匠 177件
- 商標 7,583件



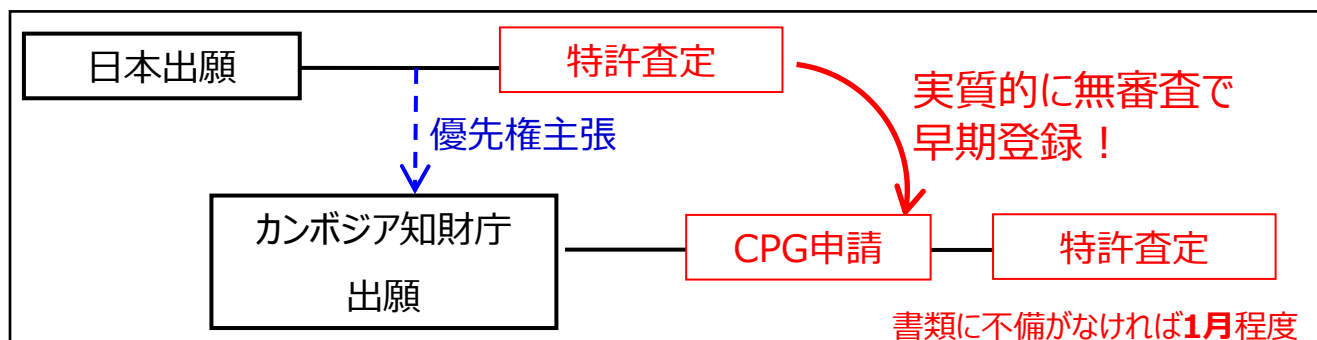
<CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

- ・2016年7月より開始。

日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、カンボジア知財庁でも特許が付与されるもの



カンボジア特許出願は早期権利化のためCPG申請を！



CPG（2022年3月時点）

申請件数	特許査定
44	27

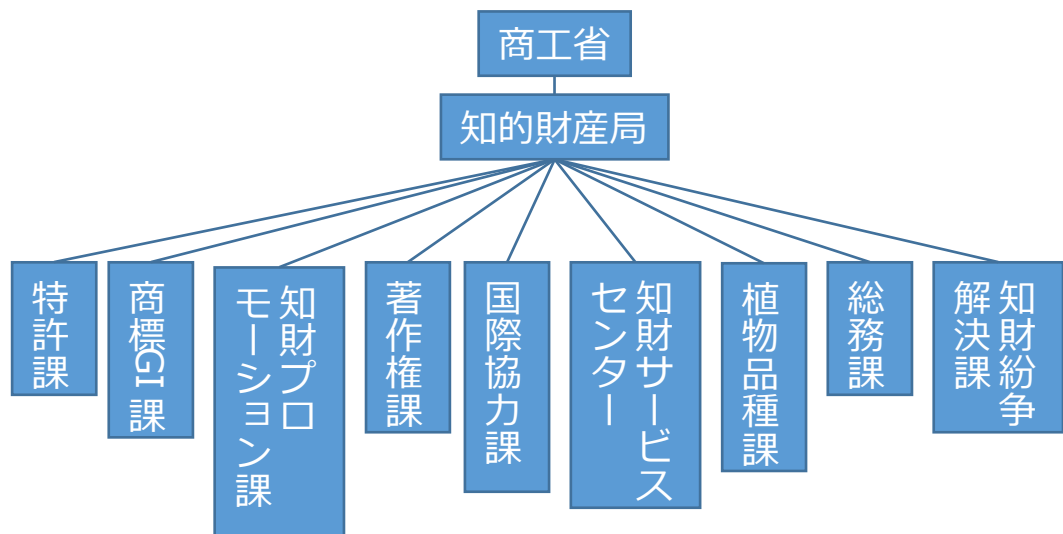
KIPOとも2019年11月～実施

2 (2) カンボジア 模倣品流通実態

- カンボジア全土にわたり、電気・電子製品、衣料品等、食料品、化粧品、医薬品、自動車部品の模倣品が流通している。模倣品の通過国としての側面もあり。
- 模倣品の多くはカンボジア国外から流入していると考えられている。主な模倣品流入ルートは①陸路（ベトナム、タイ、ラオスから）、②海路（シアヌーク港）。
- 電気製品は中国で製造、自動車部品はタイ・中国で製造、化粧品は中国・ベトナム・インドネシアで製造、医薬品は中国・インドで製造、食料品はベトナム・タイ・ラオスで製造されているものが多い。CD・DVDは国内で製造。
- タイ国境のポイペトでは日常的に模倣品の密輸が行われている。過去に露天商人による暴動が発生。
- 電子商取引のプラットフォームはFacebook



ラオス知的財産局組織図



ラオス知財局

2022年1月7日より、
Santisouk PHOUNESAVATH 知財局長、就任

ラオス商工省 知的財産局



設立
2011年

職員数
59名

予算
約5万USDル

審査官数
特・意：8名
商標GI：9名

※2021年2月25日、科学技術省が解体され、知的財産局は商工省へ移管されることが決定し、2021年4月に移管。

2 (2) ラオス 最近の動き

<法改正等の状況>

- 2018年6月に改正知財法が施行。主な改正内容は以下のとおり。
 - 出願公開制度、出願公開後の異議申立を新設。
 - 税関職員による職権での税関差止め可（商標、著作）。
- 2020年12月「特許及び小特許に関する決定」
- 2021年1月「意匠に関する決定」
- 2022年1月「税関による知的財産権保護措置に関するガイドライン」公表、施行

<知財の権利化・エンフォースメント>

- 特許：100%に近い出願が外国出願。運用上、特許で実体審査は行われていない。
他庁の審査結果を待つ必要あり。登録件数は10件弱。2018年4月より中国と再登録制度開始。
星とも再登録制度開始予定（2019年11月MOU合意）
- 商標・意匠：実体審査あり。警察・税関を利用した行政摘発が有効とされている。
真贋判定が困難な場合には、知財局へ真贋判定の依頼可能。

<CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況>

- 2016年11月より開始。
日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、ラオス知財庁でも特許が付与されるもの



ラオス特許出願は早期権利化のためCPG申請を！

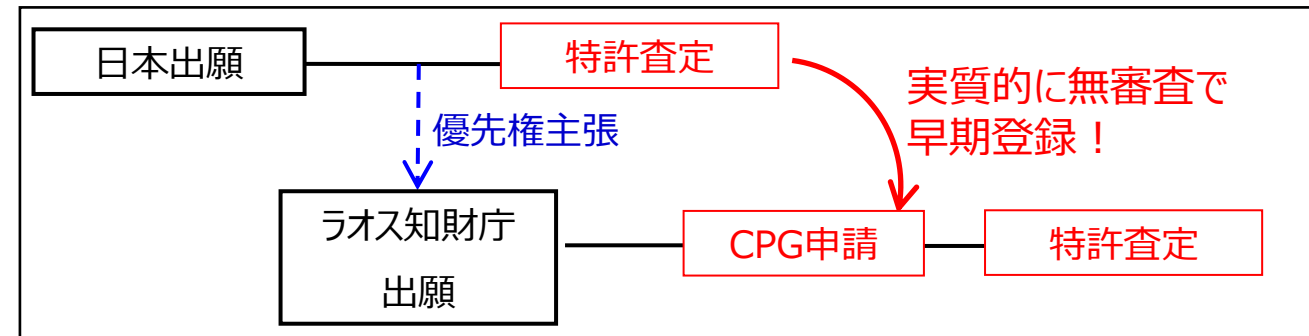
<出願件数（2018）>

- 特許 59件
(小特許含む件数)
- 意匠 67件
- 商標 3,475件



CPG（2020年11月時点）

申請件数	特許査定
18	7



出所：ラオスDIPとの意見交換、カンボジア・ラオス・ミャンマーにおける知財統計情報の調査(ジェトロバンコク)2020年2月

改正知財法 (2017年11月15日改正、2018年5月25日公示、6月9日施行)

主な改正ポイント

1. 異議申立制度の導入

旧法では、登録前の異議申立制度はなく、登録後に取消・異議申立てを提起する（登録後5年間）しかなかったが、改正法により、登録前の異議申立制度が導入。

出願の書類審査後に公告され、公告日から60日間（意匠、商標、集積回路、GI）、90日間（特許、小特許）異議申立が可能。（39条）

→ 「特許及び小特許に関する決定」（13,14条）、「意匠に関する決定」（15,16条）

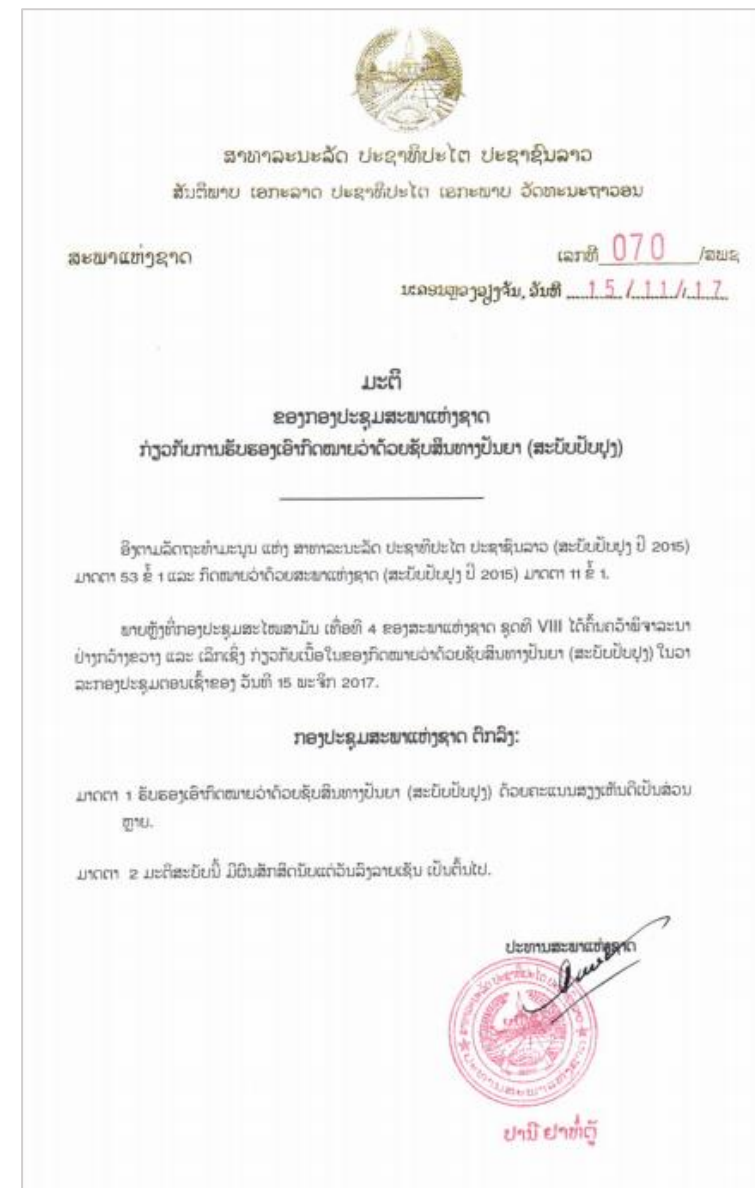
2. 商標の定義の拡大

改正法により、商標の定義が拡大され、立体商標及び動き商標が対象化。（16条）

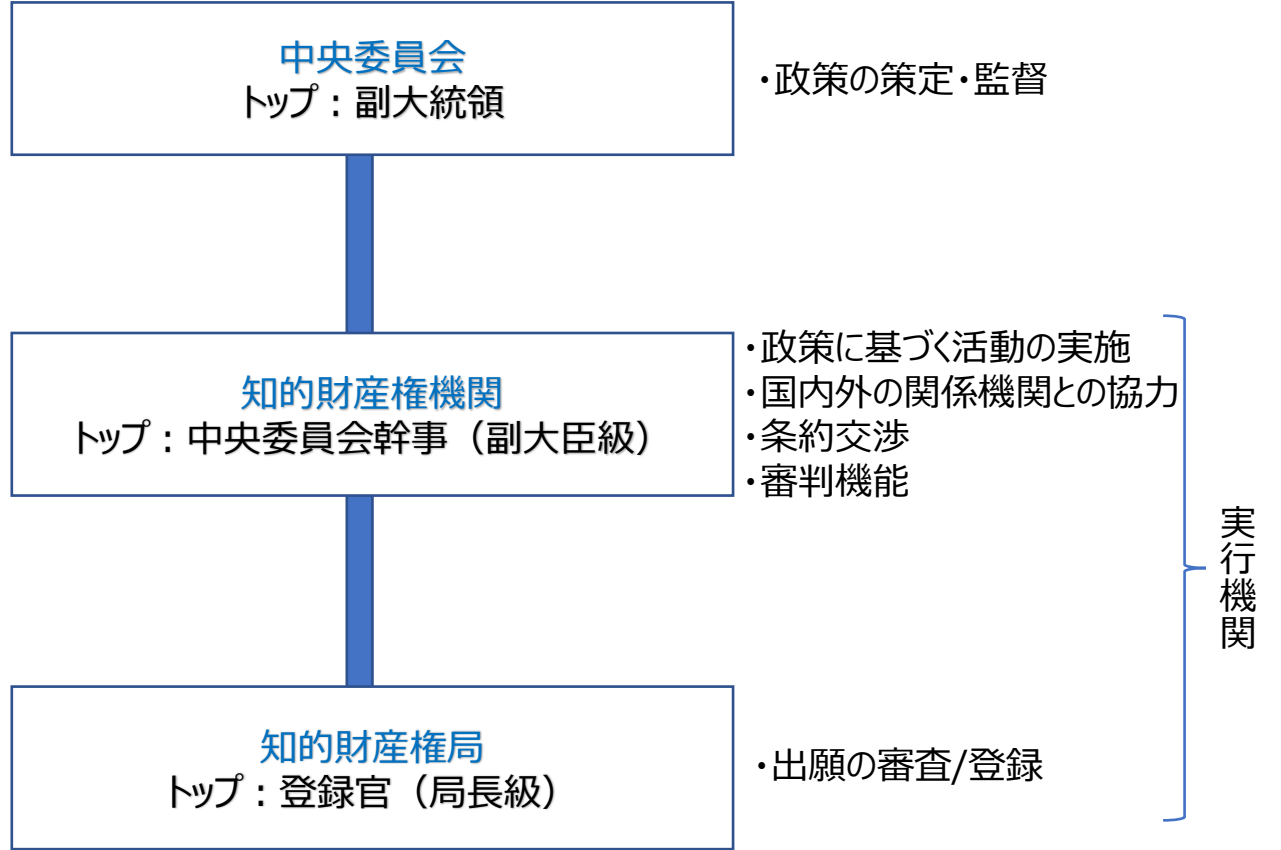
3. 税関による職権差止め

改正法により、税関職員は職権により商標権、著作権、著作隣接権の侵害品を押収可能。（158条）

→ 「税関による知的財産権保護措置に関するガイドライン」



▶ミャンマー 知財行政の組織構造



▶ミャンマー知的財産局 モー・モー・トゥエ局長



知的財産局が商業省へ移管される前の教育省にあった時代から知的財産担当部署で知財業務に従事

ミャンマー商業省知的財産局副局長を経て

2021年4月 ミャンマー商業省知的財産局局長就任

▶ミャンマー商業省知的財産局

設立 2020年12月

※2016年4月新政権下で省庁再編、科学技術省が教育省へ統合。知財担当部署も教育省へ移管。その後、2020年12月に教育省から商業省へ移管。

2 (2) ミャンマーでの知的財産についての動き

年代	ミャンマーでの知的財産についての動き	国内状況
1914	著作権法施行	イギリス統治下
1946	特許意匠法（施行されず）	戦後混乱期から独立へ アウンサン将軍暗殺（1947）
1995	世界貿易機関（WTO）加盟 →加盟によりTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の履行義務発生 →後発開発途上国(LDC)に対しては国内法整備等のため猶予として協定履行の経過措置期間が設けられた	軍事政権時代 民主化デモ封じ込め（1988） 欧米による経済制裁 ASEAN加盟（1997）
2001	世界知的所有権機関（WIPO）加盟	
2013	LDCのTRIPS協定履行の経過措置期間が2021年まで延長	軍政から民主化へ 民主化政権発足（2016）
2015	知財関連四法案を議会上程するも審議未了（政権交代等）	
2017	知財関連四法案を議会上程	投資環境整備が進む 新投資法施行（2016） 新会社法施行（2018）
2019	商標法・意匠法成立（1月30日） 特許法成立（3月11日） 著作権法成立（5月24日）	
2020	登記済・使用中の商標の申請受付開始（10月1日）	国軍：非常事態宣言 (2021.2.1)

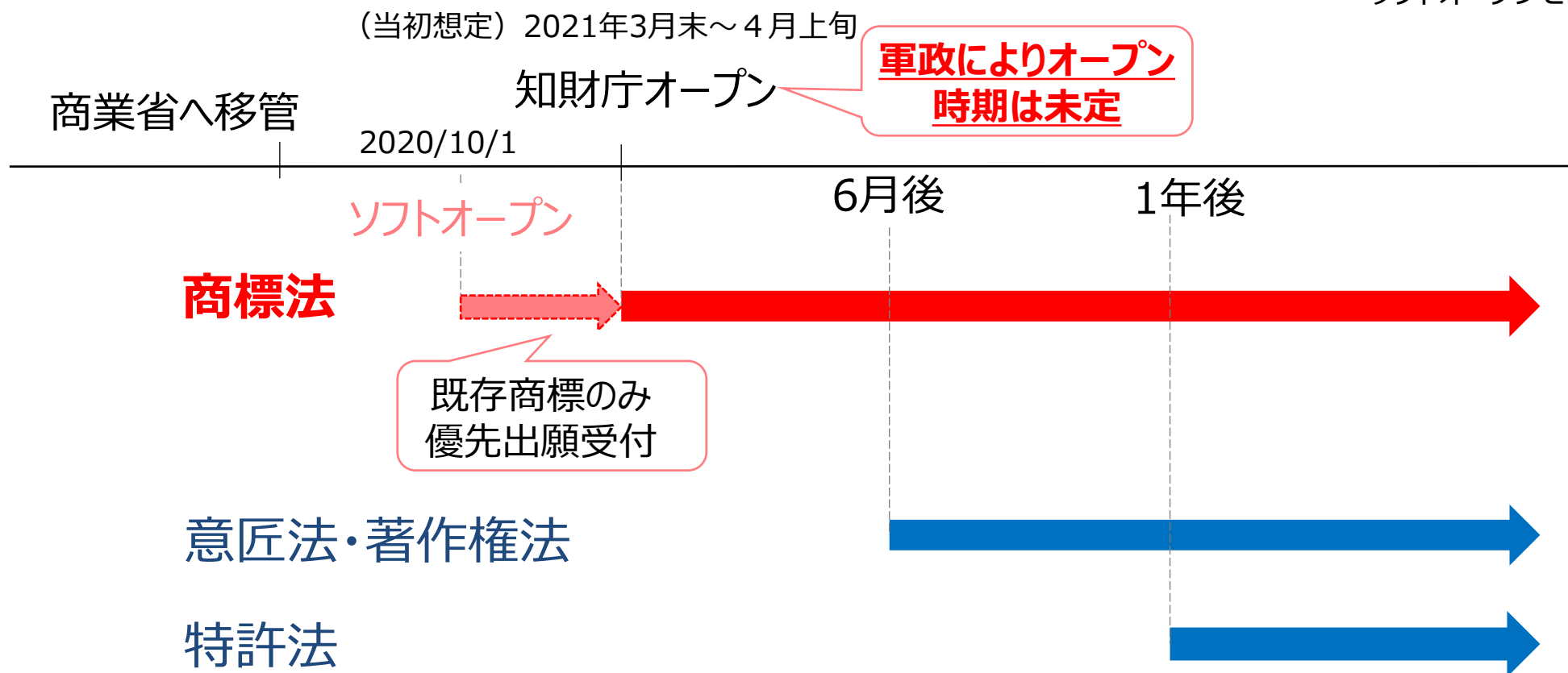
2 (2) ミャンマー知財庁設立の動き

＜法改正の状況＞

- 意匠法・商標法：2019年1月30日に大統領署名、法案成立。
- 特許法：2019年3月11日に大統領署名、法案成立。
- 著作権法：2019年5月24日に大統領署名、法案成立。



ソフトオープンセレモニー



オフィス入口



受付

- 2020年10月1日、知財局がソフトオープン。既存商標に基づく出願の受付を開始。
- 2020年12月24日、知財局が（消費者局から独立して）商業省内の局として正式承認された。
- 2021年2月1日、国軍が国家最高顧問のスーチー氏を拘束。全省庁の大臣・副大臣が解任。
- 2021年2月4日、Dr. Pwint San (ピウィン・サン)氏が新商業大臣として任命された。
同氏は、2011-15年のテインセイン政権下で商業省副大臣を務め、2015年に知財法(教育省所管)を議会上程した経緯あり。
- 2021年2月8日、Nyunt Aung (ニユン・アウン)氏が新商業副大臣として任命された。
- 2021年4月10日、Moe Moe Thwe氏がミャンマー商業省知的財産局局長に就任。
同氏は、知的財産局が商業省へ移管される前の教育省にあった時代から知的財産担当部署で知財業務に従事し、ミャンマー商業省知的財産局副局長であった。



<https://cdn.myanmarseo.com/file/client-cdn/gnlm/wp-content/uploads/2021/04/10-4-2021.pdf>

2 (2) ミャンマー知財庁設立の動き

- 2022年2月25日-3月1日、商標出願に係る代理人向け研修を開催。
- 本研修では、知財局より、WIPO FILEを通じた商標出願の方法について説明されたほか、グランドオープンは今年（2022年）を予定している点、出願に係る政府手数料については、グランドオープンの1～2ヶ月前に公表予定である点、が説明された。



Representative Training(1/2022)



Mar 1st, 2022

Ministry of Commerce, Intellectual Property Department held "Representative Training (1/2022)" to well understand the trademark application processes for representatives who are applying the trademark applications using WIPO FILE by the Order No. (63/2020) and for who want as representatives in meeting room from Office No. (52), Ministry of Commerce, Nay Pyi Taw at 9:30 P.M on 25-2-2022 using Zoom Webinar.

In this training, Director General of Intellectual Property Department, Dr. Moe Moe Thwe delivered the opening speech and closing speech. During the training-days, representatives from Intellectual Property Department explained the respective subjects. Then the attendees asked the questionnaires and the representative from IP Department replied their respective questions.

This training last five days from 25 February 2022 to 1 March 2022 and representatives from Intellectual Property Department and above (100) attendees were attended.

<https://www.ipd.gov.mm/news/representative-training1-2022>



IP Department Online Filing System

Intellectual Property Department (IPD) is implementing Intellectual Property Laws which are Trademark Law, Industrial Design Law, Copyright Law. WIPO supports WIPO Solutions (WIPO FILE) for e-filing system. WIPOFILE intends for IP Agent.

In order to be convenient for the transition from First 2019.

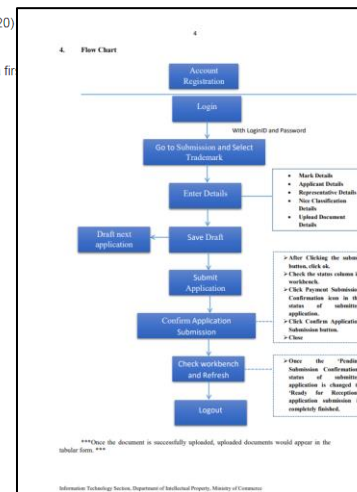
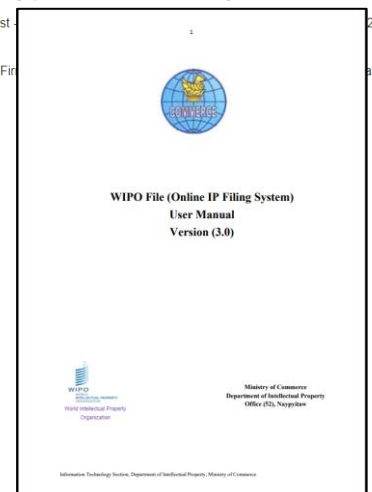
According to the Order No(63/2020), IP Agent/Law Firm

[Online Filing System-WIPO FILE](#)

[User Account Registration Form](#)

[WIPO FILE User Manual](#)

[Withdrawal Request User Manual](#)



知財局のHPの内容も少しずつ充実

ASEAN知財概況紹介

1. ASEANへ進出する各国

2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き

(1) シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

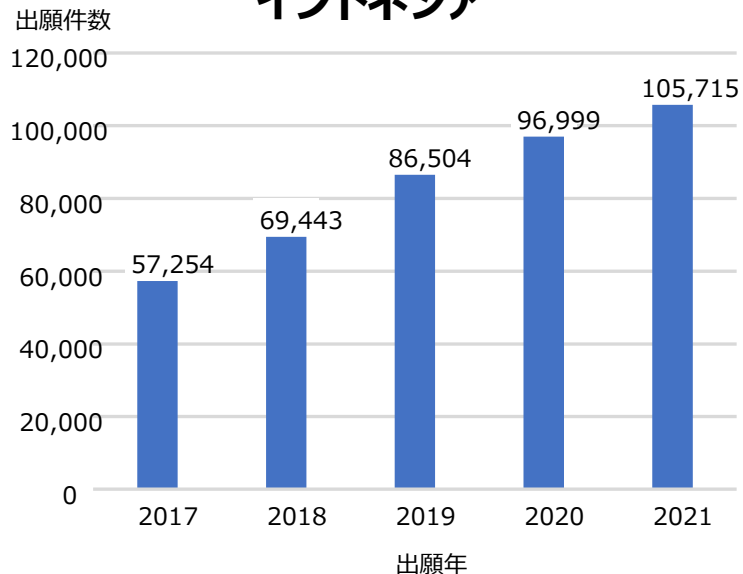
(2) メコン地域 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)

3. ASEANにおける商標に係る統計動向調査

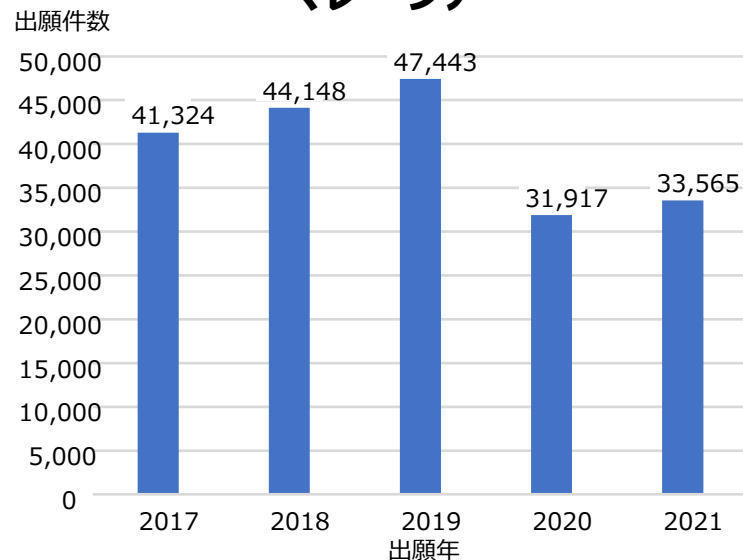
- 2021年度、委託先を通じて2017年～2021年の出願を対象に「ASEANにおける商標に係る統計動向調査」を実施。
- 各種データは、専ら商用データベースOrbitTrademark（作成元：QUESTEL社、フランス）を用い、各国及びWIPOへの2021年の出願データがなるべく反映できるよう2022年2月上旬から中旬に実施して取得。
ただし、調査時点でデータベースへの収録が一部不十分である可能性がある点に注意。
- 各国知財庁が公表する正式な統計値とは異なるため、全体の傾向把握のための参考情報としてご認識いただきたい。

3. ASEAN主要国における商標出願件数

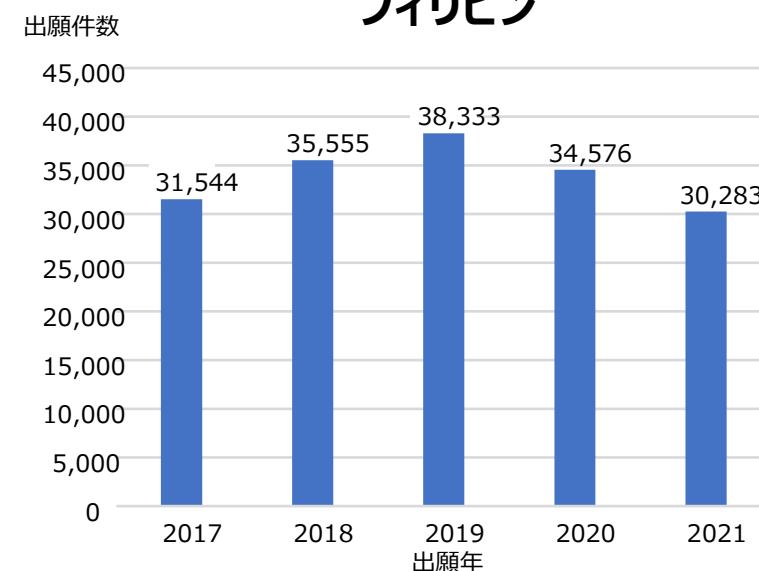
インドネシア



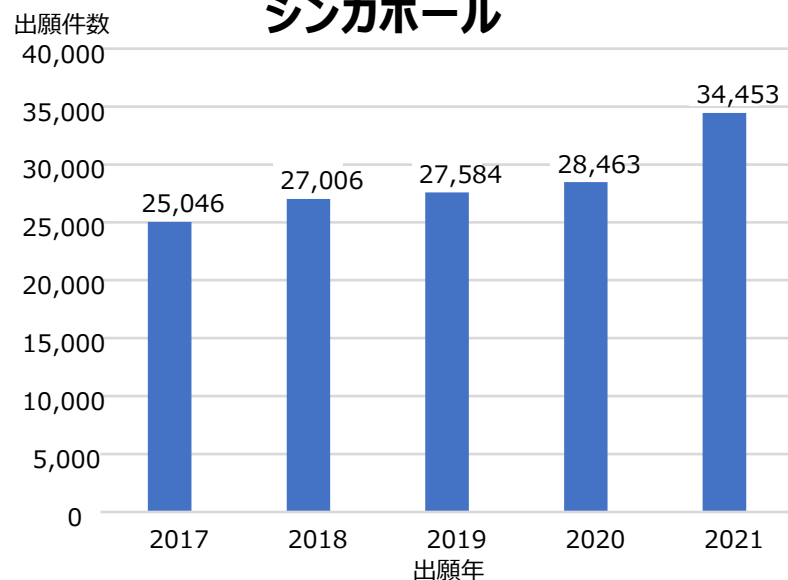
マレーシア



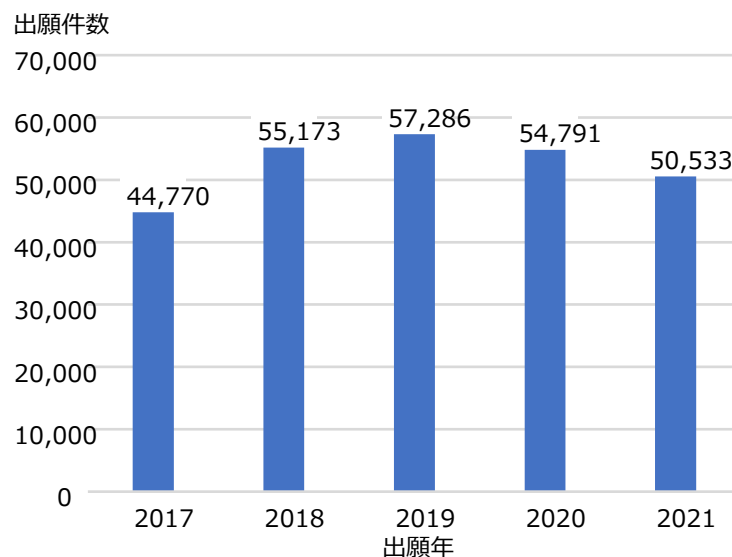
フィリピン



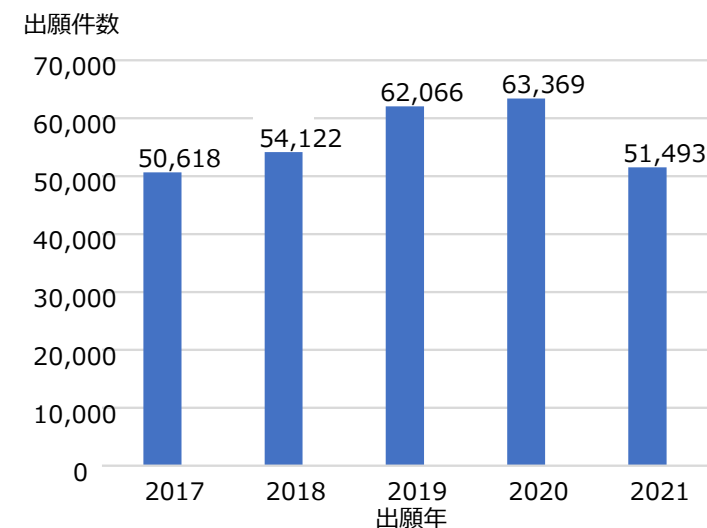
シンガポール



タイ

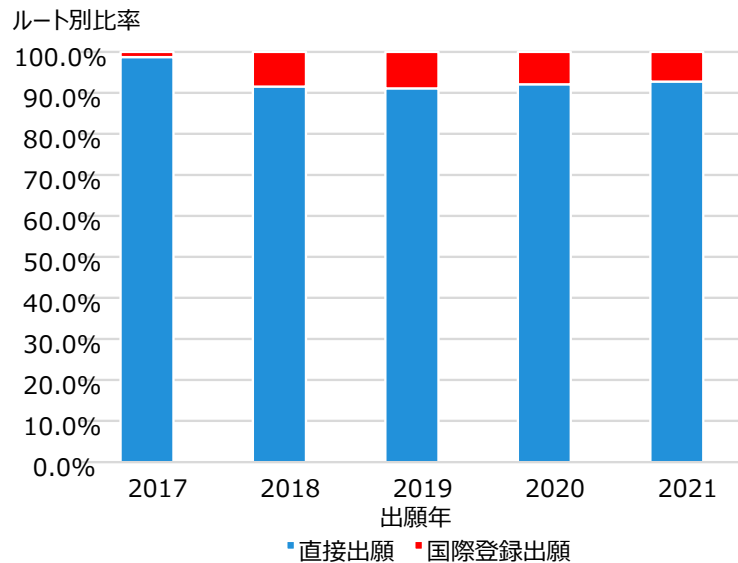


ベトナム

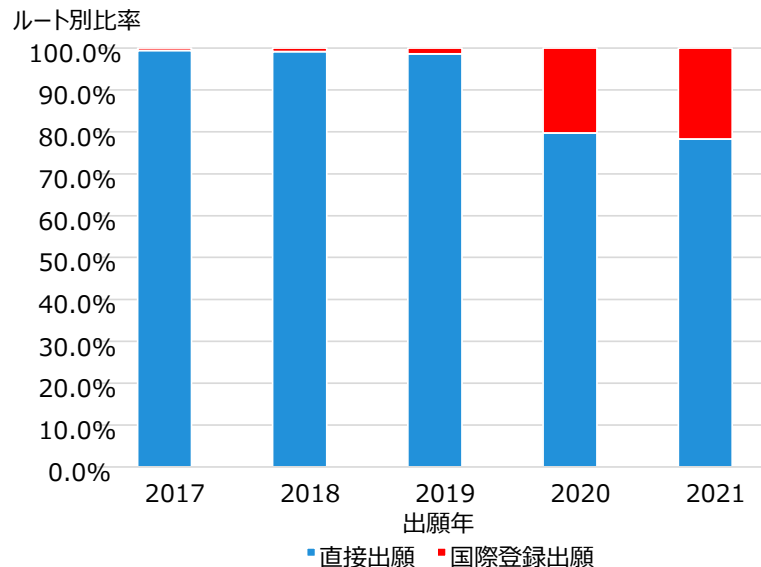


3. 商標出願のルート

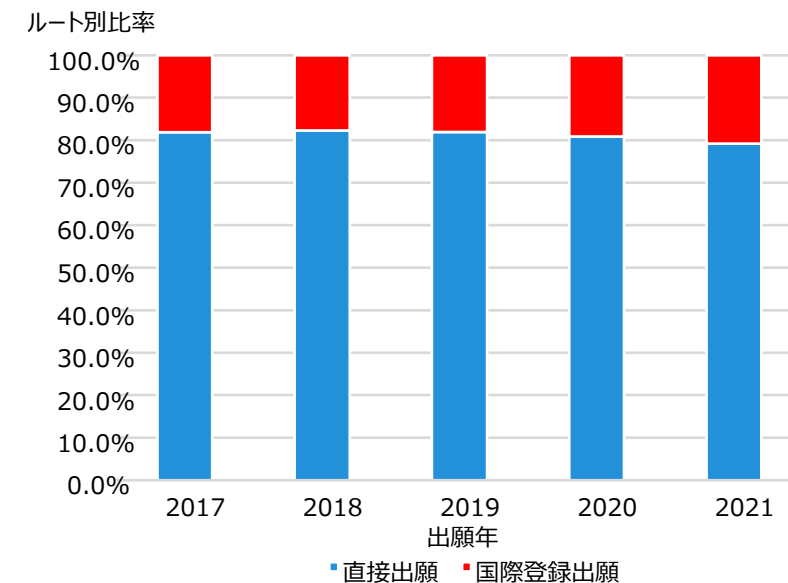
インドネシア



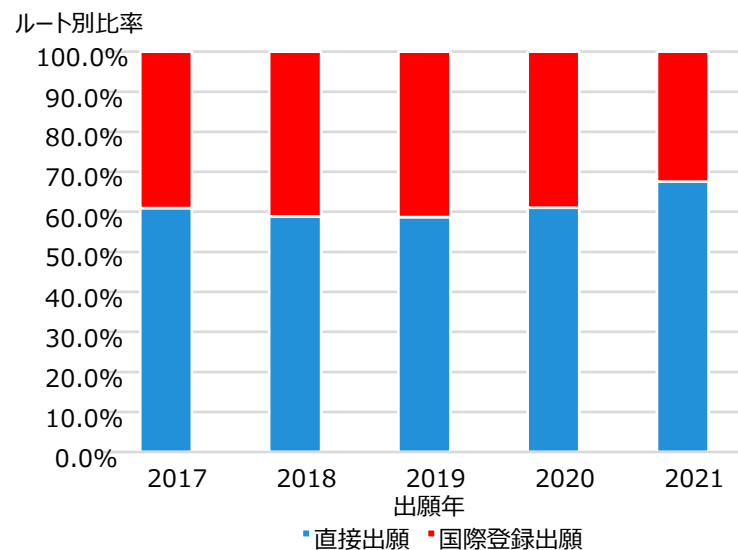
マレーシア



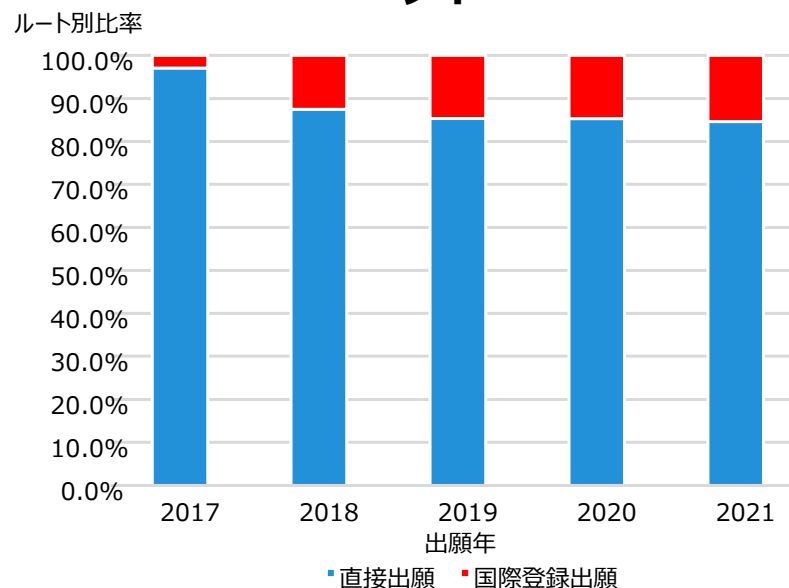
フィリピン



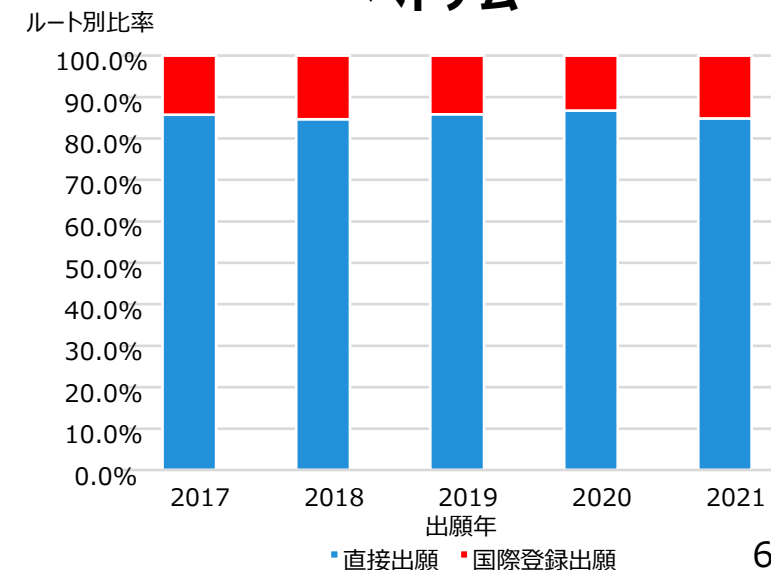
シンガポール



タイ

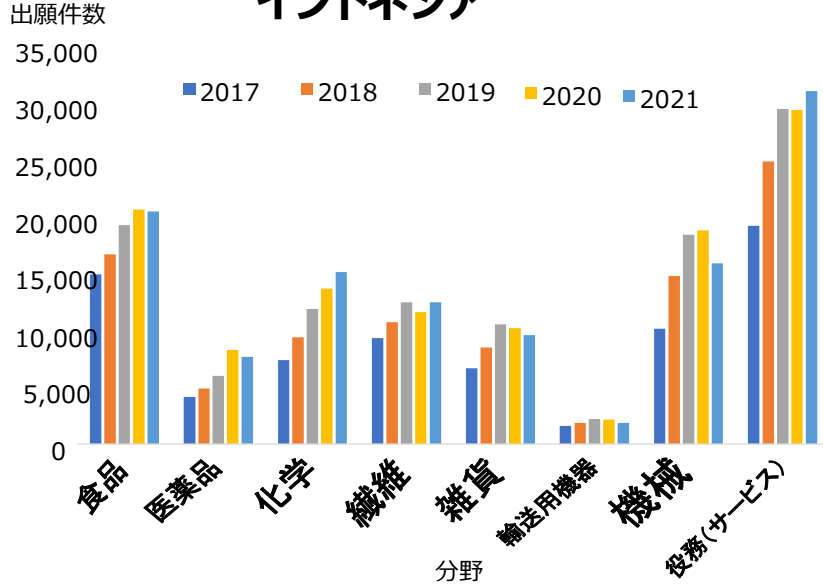


ベトナム

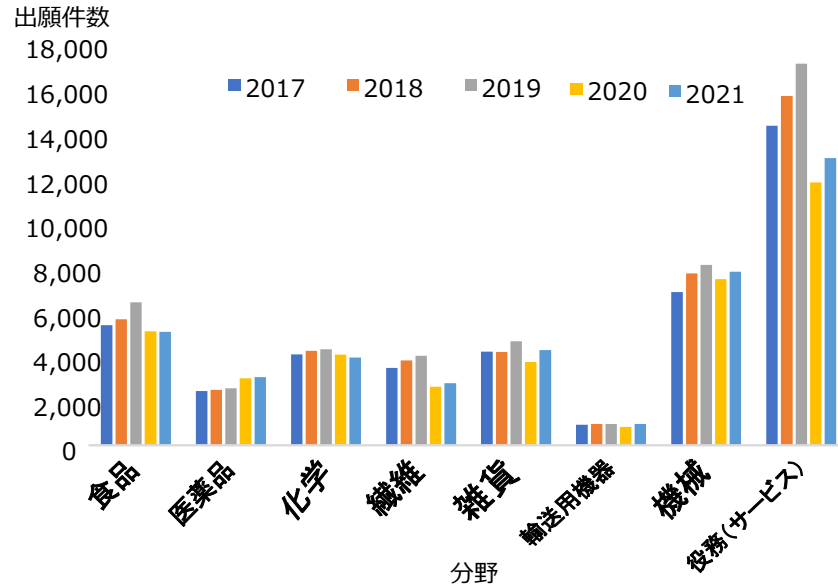


3. 産業分野別の商標出願件数

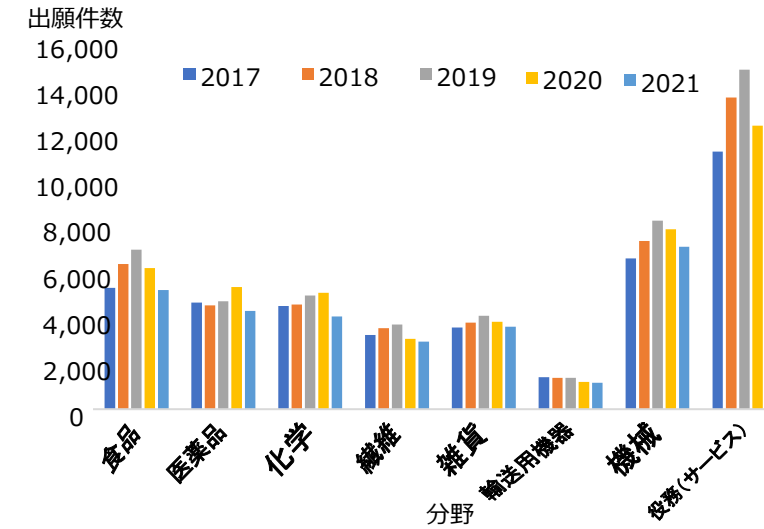
インドネシア



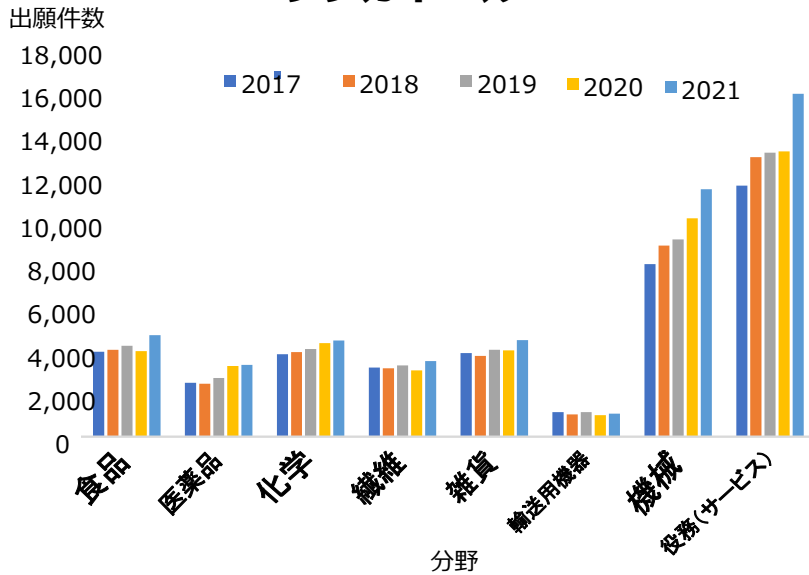
マレーシア



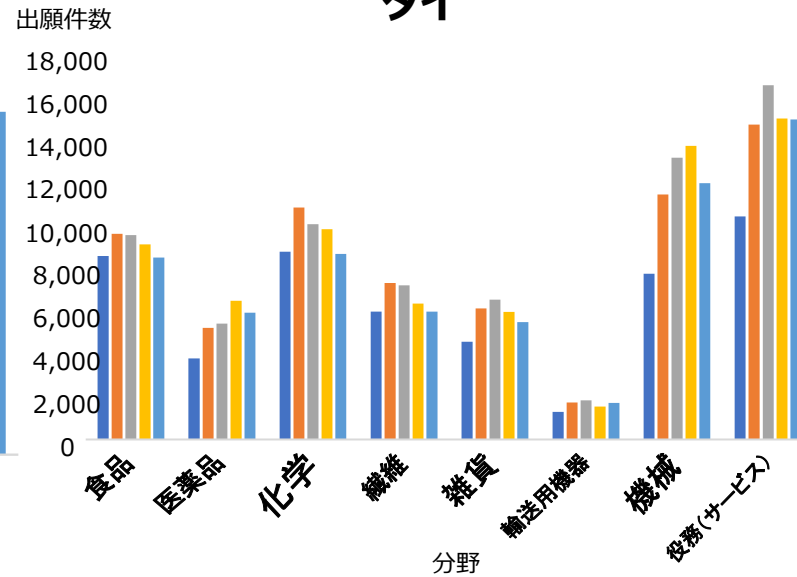
フィリピン



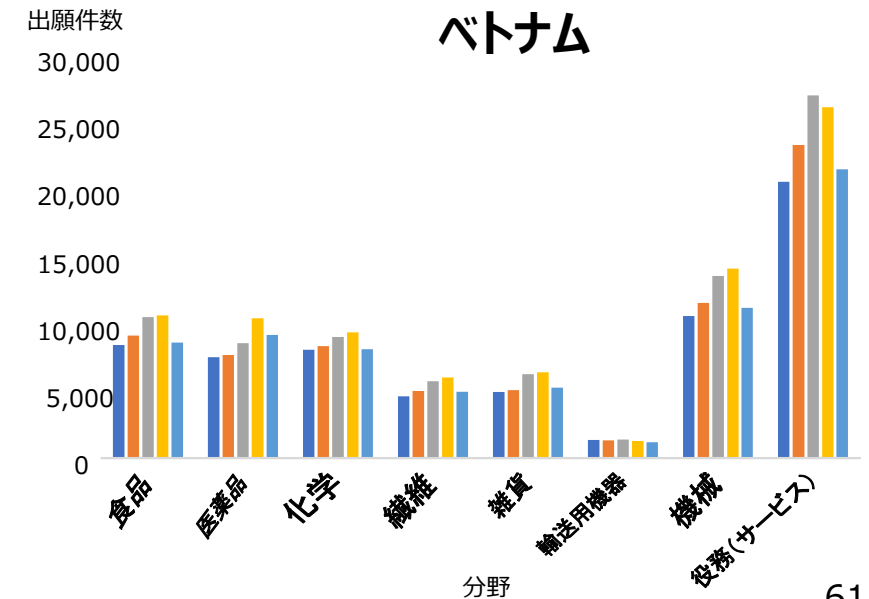
シンガポール



タイ

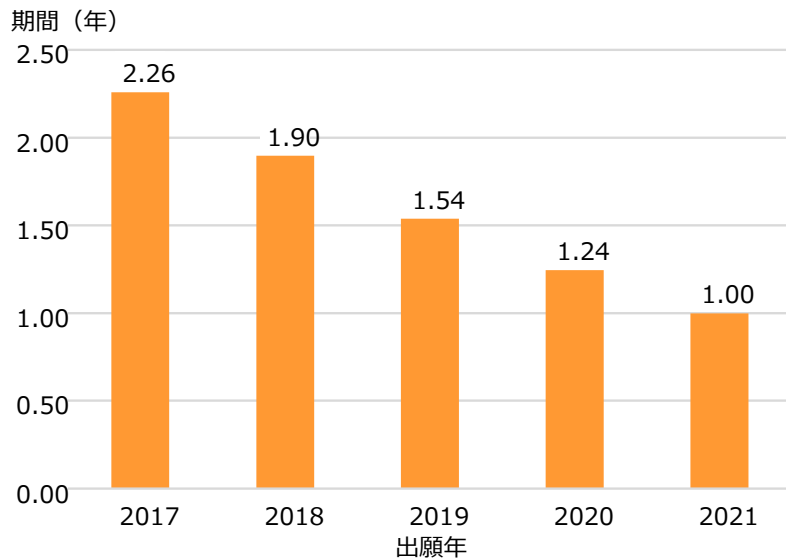


ベトナム



3. 商標の権利化期間

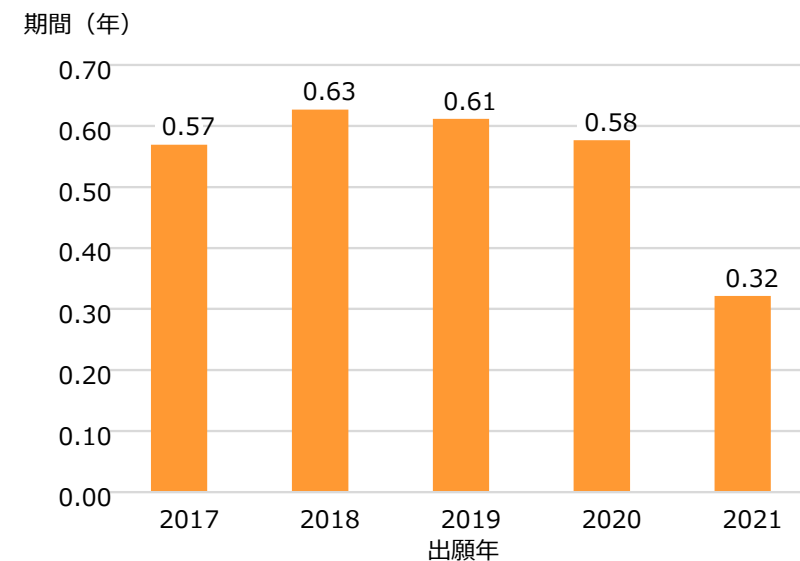
インドネシア



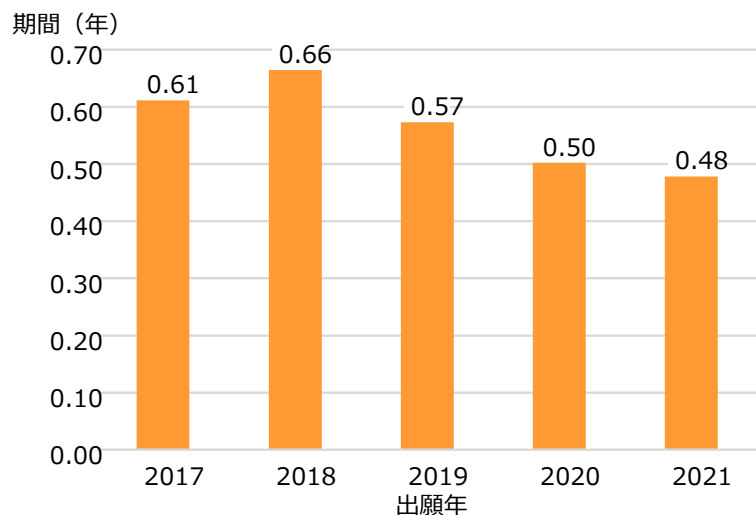
マレーシア

算出できず。

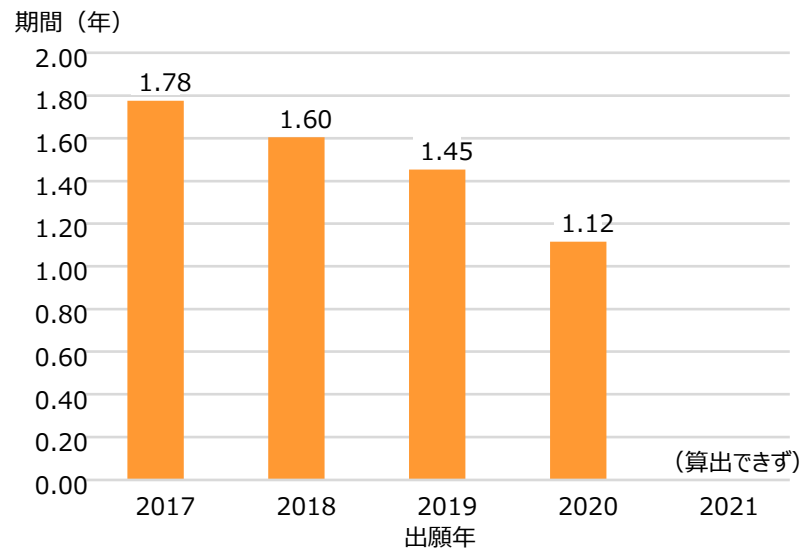
フィリピン



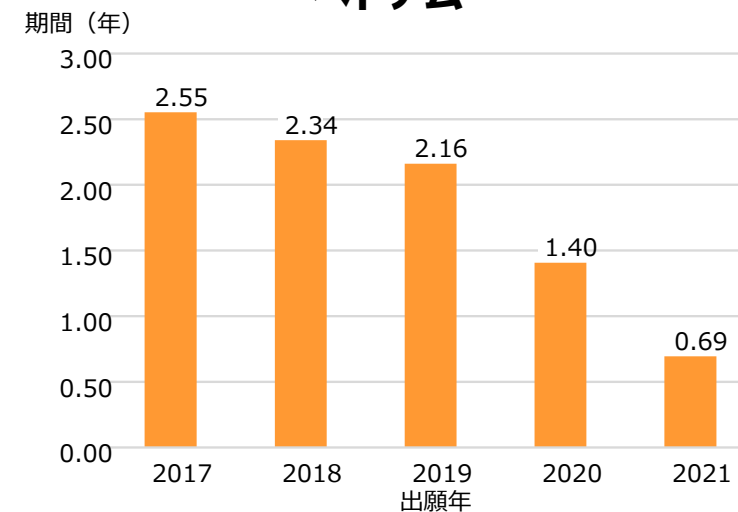
シンガポール



タイ

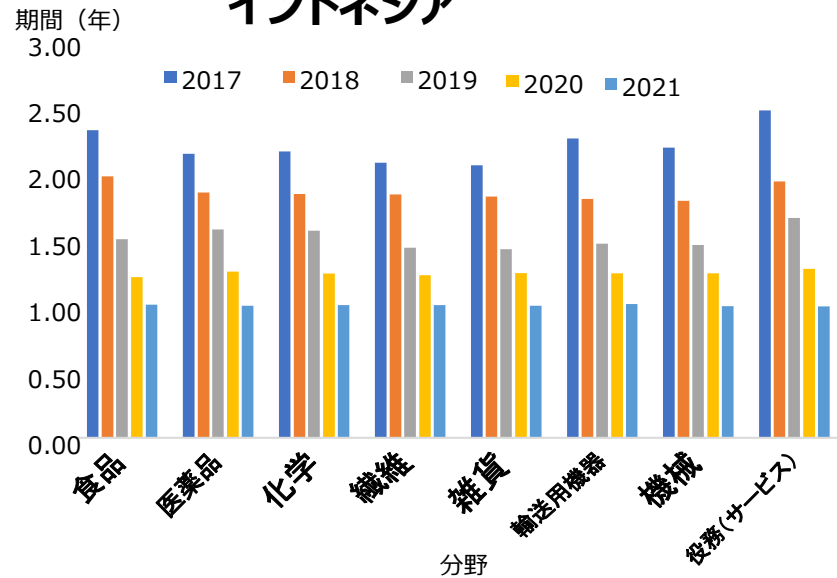


ベトナム



3. 産業分野別の商標の権利化期間

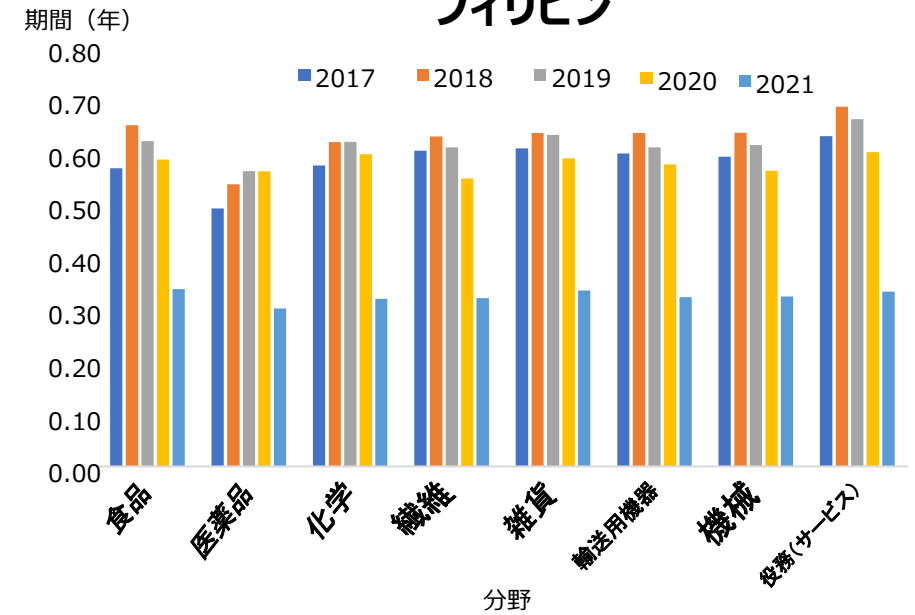
インドネシア



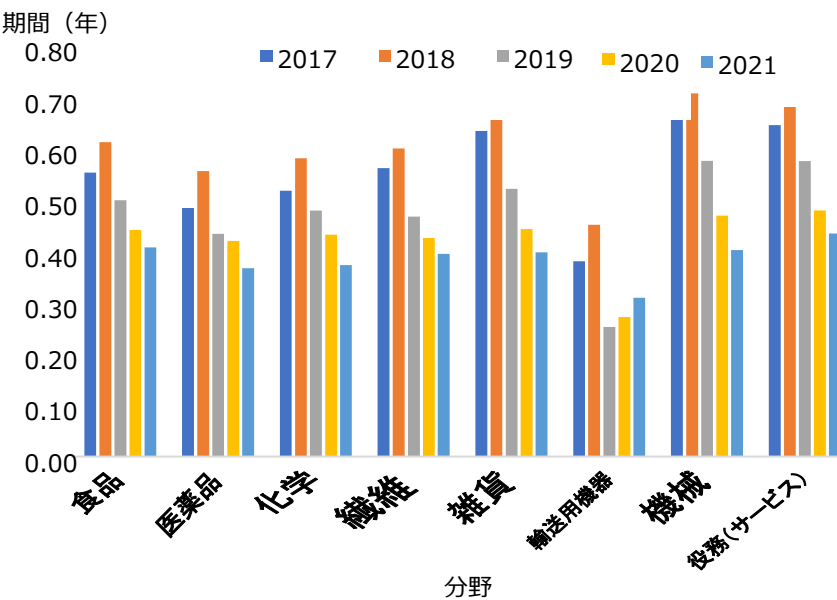
マレーシア

算出できず。

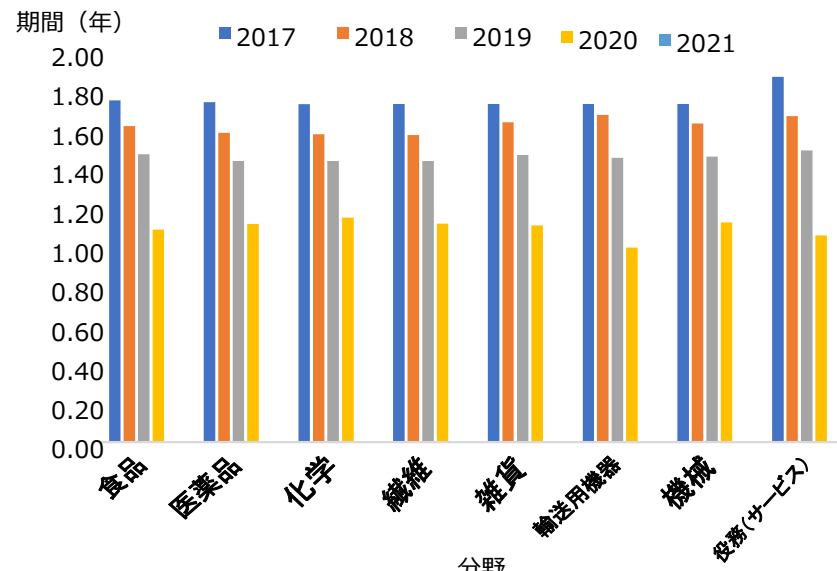
フィリピン



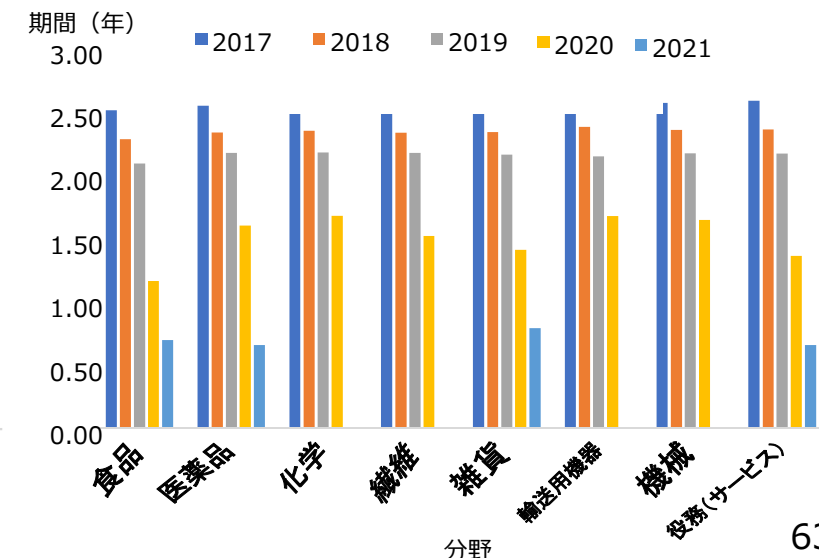
シンガポール



タイ



ベトナム



- 商標出願の件数については、2020年以降のコロナ禍においても、いずれの国においても大きく減少するということはなく、特にインドネシア、シンガポールについては、増加傾向が顕著。
- いずれの国においても、マドプロ出願よりも直接出願の方が大半であるが、シンガポールについては、マドプロ出願の比率が他国に比べて高いほか、マレーシアにおいては、2019年末のマドプロ発効以降、マドプロ出願の伸びが顕著。
- 権利化期間については、いずれの国においても減少傾向。産業分野別の傾向については、国によってまちまち。
- 報告書の中では、ブルネイ、カンボジア、ラオスについても記載しているので、ご関心ありましたら、ジェトロHPをご覧ください。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202203_asean_2.pdf

ご清聴ありがとうございました

ジェトロ・シンガポール事務所
知的財産部

TEL : +65-6429-9553

Email : spr_ip@jetro.go.jp

ジェトロ・バンコク事務所
知的財産部

TEL : +66-2253-6441 ext. 190

Email : bgk_ip@jetro.go.jp

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」
「東南アジア知財ネットワーク」については、

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/> へ

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が
不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。